

平成 23 年度

体育活動中の事故防止に関する調査研究における海外調査

---

報告書

2012 年 3 月

株式会社三菱総合研究所



## 目 次

1. 調査の概要 .....	1
1.1. 目的 .....	1
1.2. 内容と方法 .....	1
1.3. 調査項目 .....	1
2. 調査結果(イギリス) .....	2
2.1. 学校管理下の体育活動 .....	2
2.2. 青少年の地域スポーツクラブ等 .....	3
2.3. 指導者 .....	4
2.4. 体育・スポーツ活動中の事故 .....	6
2.5. 事故防止に効果を上げている取組事例 .....	16
3. 調査結果(フランス) .....	18
3.1. 学校管理下の体育活動 .....	18
3.2. 青少年の地域スポーツクラブ等 .....	22
3.3. 指導者 .....	25
3.4. 体育・スポーツ活動中の事故 .....	32
3.5. 責任制度、スポーツ実践をカバーする保険と賠償方法 .....	45
3.6. 事故防止に効果を上げている取組事例 .....	48
4. 調査結果(ドイツ) .....	55
4.1. 学校管理下の体育活動 .....	55
4.2. 青少年の地域スポーツクラブ等 .....	56
4.3. 指導者 .....	57
4.4. 体育・スポーツ活動中の事故 .....	59
4.5. 事故防止に効果を上げている取組事例 .....	65
5. 調査結果(アメリカ) .....	66
5.1. 学校管理下の体育活動 .....	66
5.2. 青少年の地域スポーツクラブ等 .....	67
5.3. 指導者 .....	68
5.4. 体育・スポーツ活動中の事故 .....	69
5.5. 事故防止に効果を上げている取組事例 .....	73
6. おわりに(今後に向けて) .....	75



# **1. 調査の概要**

---

本調査の概要は、以下のとおりである。

## **1.1. 目的**

学校における体育活動中の事故については、死亡件数等は、小学校、中学校、高等学校いずれも概ね減少傾向にあるが、今後の体育活動中の事故をなくすため、より一層の安全対策が求められている。

本調査は、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスを対象とし、体育活動中の事故に関する基本的な情報を収集し、今後の検討に向けた基礎資料を作成することを目的として実施するものである。

## **1.2. 内容と方法**

### **1.2.1. 内容**

アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスについて、学校管理下の体育活動および地域のスポーツクラブに関する制度概要、事故発生状況、事故防止に向けた取組事例等を把握する。

### **1.2.2. 方法**

公表資料、公開情報（関連する団体の WEB サイト等）を中心とした、文献調査および WEB サイト等検索を実施した。事故発生状況に関するデータについては、各国の公式統計を中心に調査を行った。データに関する不明点や詳細情報の確認は、関連団体等に対して、電話、メール等で問合せを実施した。

また、取組事例の収集については、独立行政法人日本スポーツ振興センターが平成 10～21 年度に災害給付金として死亡見舞金、障害見舞金を給付したスポーツ活動の事例をもとに、件数が 10 件以上であり、かつ、競技人口 10 万人当たりの発生率が高い 4 競技（ラグビー、柔道、器械体操、水泳）を主な対象とした。

## **1.3. 調査項目**

全体調査の調査項目は、以下のとおりである。

- ・学校管理下の体育活動に関する制度について
- ・青少年の地域のスポーツクラブ等に関する制度について
- ・指導者の資格等の制度について
- ・体育、スポーツ活動中の事故発生状況について
- ・事故防止に向けた取組事例について

## 2. 調査結果（イギリス）

### 2.1. 学校管理下の体育活動

#### 2.1.1. 教育課程における体育について

イギリスの公立学校は、選抜のグラマースクール、無選抜のコンプリヘンシブスクール等に分かれる上、私立のパブリックスクールもある。また、日本の高等学校に該当する校種以上は、さらに多様であり、教育課程における体育の位置づけも一律ではなく、個別性が高いと想定される。

下表は、イングランドの公立の初等、中等学校（義務教育）を対象とした、ナショナルカリキュラム（2002年版）における、体育の位置づけである。ナショナルカリキュラムでは、体育は必修科目として位置づけられているが、時間数は限定されていない。また、政策目標として、地域でのスポーツ活動と合わせた時間数が示されている点が、特徴である。

図表 2-1 イングランドのナショナルカリキュラムにおける体育の位置づけおよび時間数等

校種	年齢	位置づけ	時間数	備考
初等学校	5～11	必修	政策目標としては週2時間。部活動あるいは地域でのスポーツ活動3時間と合わせて、週5時間のスポーツ機会の提供が目指されている。	必修科目に制定されているが、時間は限定されていない。
中等学校	11～16	必修	政策目標としては週2時間。部活動あるいは地域でのスポーツ活動3時間と合わせて、週5時間のスポーツ機会の提供が目指されている。	必修科目に制定されているが、時間は限定されていない。

(出所)

- ・イギリス教育省ホームページ（検索：2012年2月）
   
<http://www.education.gov.uk/schools/teachingandlearning/curriculum>
- ・「平成21年度財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者海外調査研修事業報告書」（財団法人日本体育協会、2010年）
- ・下條美智彦編著『イギリスの行政とガバナンス』（成文堂、2007年）
- ・鈴木秀人・谷藤千香・小松恵理子・菊幸一・山本巧『スポーツの国イギリス』（創文企画、2002年）

#### 2.1.2. 運動部活動に類する制度について

イギリスの部活動（あるいは学校スポーツ）の起源は19世紀のパブリックスクールにまで遡ると言われている。初等学校、中等学校両方で行われており、そこでの指導の多くは体育教師によって担われている。

また、イギリスの初等学校、中等学校には多くの部が存在し、部活動の加入率はおよそ50%で

ある。しかし、我が国とは異なり、児童・参加生徒の多くは、週1～2回、気晴らし程度に活動している。イングランドの学校で提供されている部活動の種目数は約50であり、学校単位では、平均18.2種目が提供されているという。

(出所)

- ・内海和雄『イギリスのスポーツ・フォー・オール』(不昧堂、2003年)
- ・中澤篤史「学校運動部活動の動向・課題・展望」『一橋大学スポーツ研究』第30巻(一橋大学スポーツ科学研究所、2011年)
- ・笹川スポーツ財団『スポーツ政策調査研究』報告書(文部科学省委託調査、2011年)

## 2.2. 青少年の地域スポーツクラブ等

### 2.2.1. 地域スポーツクラブの概要について

イギリスにおける地域スポーツクラブの概要は、以下のとおりである。

図表 2-2 イギリスにおける地域スポーツクラブの概要

クラブや制度の名称		クラブ数等
(1)	Community Amateur Sports Club: CASC Community Amateur Sports Club: CASC	5,491クラブ以上(2010年1月現在) * スポーツイングランドホームページより * CASCのホームページでは「約6,000クラブ」
(2)	School Sports Partnership School Sports Partnership	中等学校7～8校、初等学校40校程度を単位として設置される。

(出所)

- ・スポーツイングランドホームページ(検索:2012年2月)  
[http://www.sportengland.org/support\\_advice/cascinfo.aspx](http://www.sportengland.org/support_advice/cascinfo.aspx)
- ・コミュニティ・アマチュア・スポーツクラブホームページ(検索日:2012年2月)  
<http://www.cascinfo.co.uk/>

### 2.2.2. 制度上の位置づけと特徴について

#### (1) コミュニティ・アマチュア・スポーツクラブ

コミュニティ・アマチュア・スポーツクラブ(CASC)とは、2002年に政府によって導入された制度である。CASCに認定されたスポーツクラブは、大きな減税措置を受けることができる。CASCに認定されるために、各スポーツクラブは1) コミュニティのあらゆるセクションに開かれていること、2) アマチュアスポーツ参加の促進をその活動の中心に置くこと、3) 非営利であり、利益が出た場合はクラブへ再投資することなどの条件を満たさなければならない。

## (2) 学校スポーツパートナーシップ

政府は子どもが週 5 時間（体育 2 時間、部活動もしくは地域でのスポーツ活動 3 時間）の運動を行うよう政策的に推進しているが、その目標を達成する上で重要な制度が「学校スポーツパートナーシップ」である。この制度においては 7~8 の中等学校の 1 つをスポーツ専門校とし、その上で、そのスポーツ専門校を中心としながら中等学校 7~8 校とその地域にある小学校 40 校程度の約 50 校で「ファミリー」を形成し、当該地域における子どものスポーツ活動を促進する。

(出所)

- ・スポーツイングランドホームページ（検索：2012 年 2 月）  
[http://www.sportengland.org/support\\_advice/cascinfo.aspx](http://www.sportengland.org/support_advice/cascinfo.aspx)
- ・コミュニティ・アマチュア・スポーツクラブホームページ（検索：2012 年 2 月）  
<http://www.cascinfo.co.uk/>
- ・スポーツ・レクリエーション同盟ホームページ（検索：2012 年 2 月）  
<http://www.sportandrecreation.org.uk/lobbying-and-campaigning/policyareas/grassroot-clubs/casc>

## 2.3. 指導者

### 2.3.1. 教育課程における体育および運動部活動の指導者について

体育および運動部活動の指導は、主として学校の教員が担っている。外部の指導員を活用する場合もあるが、指導資格を持っていない場合は、一人では指導することはできない。

また、学校スポーツパートナーシップと連携（学校スポーツコーディネーター、プライマリー・リンク・ティーチャーが仲介者となる。詳細は、2.3.2（3）を参照。）し、地域のスポーツ指導者を招聘することで、運動部活動の充実を図っている。

### 2.3.2. 地域のスポーツクラブ等の指導者について

地域のスポーツクラブ等における、指導者資格等については、以下のとおりである。

#### (1) イギリス指導者資格（UK Coaching Certificate : UKCC）

スポーツコーチ UK（sports coach UK ※正式名称は ‘The National Coaching Foundation’）が認定する資格である。各スポーツ種目における指導者資格の発行は、スポーツコーチ UK からの支援を受けて、基本的には当該種目の競技団体が行っている。しかし、スポーツ指導者資格の水準を維持するために、スポーツコーチ UK によって UKCC が確立されている。UKCC はレベル 1 からレベル 4 まであり、イギリスの職業資格制度（Qualifications and Credit Framework: QCF）に基づき、各レベルに応じた単位を取得することが求められる。単位はスポーツコーチ UK や各競技団体が開催するワークショップ等を通じて獲得できる。現在 25 種目のスポーツ競技団体が UKCC の基準を取り入れている。

なお、資格を有していない指導者でも指導に携わることができるが、単独で指導することはで

きない。

**図表 2-3 UKCC の資格レベル**

レベル	内容	要件
レベル 1	通常、直接的な監視の下で、より高度な資格を取得したコーチを手助けし、コーチングセッションのいくつかの場面を運営する。	7科目(知識に関するもの3科目と、当該スポーツ種目特有のもの4科目)
レベル 2	コーチングセッションの準備、運営、見直し	8単位(知識に関するもの4科目と、当該スポーツ種目特有のもの4科目)
レベル 3	1年間のコーチングセッションの計画、実行、分析、見直し	10 単位(知識に関するもの4科目と、当該スポーツ種目特有のもの6科目)
レベル 4	長期的／専門的なコーチングプログラムのデザイン、実行、プロセスと成果の評価	(科目数は不明)

(出所)

- How to Become a Coach (The National Coaching Foundation, 2010)
- The UK Coaching Certificate Support Guide (The National Coaching Foundation, 2011)
- スポーツコーチ UK ホームページ (検索: 2012年2月)

<http://www.sportscoachuk.org>

## (2) スポーツリーダーズUK (Sports Leaders UK)

主に10代の若者を対象とした資格制度。「スポーツリーダーシップ」、「スポーツボランティア」などの資格がある。レベル1からレベル3まであり、イギリスの職業資格制度(Qualifications and Credit Framework: QCF)に基づき、各レベルに応じた単位を取得することが求められる。

(出所)

- スポーツリーダーズ UK ホームページ (検索: 2012年2月)
- <http://www.sportsleaders.org>

## (3) 学校スポーツパートナーシップ

学校スポーツパートナーシップでは、以下のような体制で指導等を行っている。

### ① パートナーシップ・デベロップメント・マネージャー(Partnership Development Manager)

スポーツ専門校に常駐する専任職員が、この役職を担う。経験豊富な教員であることが多いが、必ずしも教員であるとは限らない。パートナーシップ・デベロップメント・マネージャーは、学校の授業は担当しない。ファミリー全体の体育・スポーツ計画を策定し、学校スポーツコーディネーター やプライマリー・リンク・ティーチャーの指導を行う。

### ② 学校スポーツコーディネーター(School Sport Co-ordinator)

各中等学校の体育専任教員1名が、この役職を担う。各学校の体育の授業改善や運動部活動の

促進、地域のスポーツクラブとの連携強化などを行う。また、その地域のプライマリー・リンク・ティーチャーの指導を行う。学校スポーツコーディネーターは、週2~3日は授業から離れてその任務に専念し、その分の授業は、補助教員によって補完される。補助教員に対する給与は、ファミリー全体の資金から支払われる。

### ③ プライマリー・リンク・ティーチャー(Primary Link Teacher)

各初等学校の教員1名が、この役職を担う。学校スポーツコーディネーターの指導を受けながら、体育の授業改善、運動部活動の促進、地域のスポーツクラブとの連携強化を行う。プライマリー・リンク・ティーチャーに任命された教員は、年間12日間程度は、担当する教育活動から離れる。その分の授業は、補助教員によって補完される。補助教員に対する給与は、ファミリー全体の資金から支払われる。

### ④ コンペティション・マネージャー(Competition Manager)

学校の教員ではなく、各競技の専門家が、この役職を担う。コンペティション・マネージャーは、子どもが参加する競技大会等を組織・運営するための専任職員である。

(出所)

- ・内海和雄 「『世界最高のスポーツ立国』へ挑むイギリスの子どもスポーツ政策<後編>」『体育科教育』2010年2月号

## 2.4. 体育・スポーツ活動中の事故

### 2.4.1. 死亡事故および障害事故の把握方法について

イギリスでは、教育政策は、各地方自治体の地方教育当局 (Local Education Authority: LEA) に集約されている。また、各学校では、「学校理事会 (School Governing body)」が一定の裁量を持っており、学校における教育活動の方針や具体的な内容などが決定されていることから、事故が起きた際の保険への加入状況等については、地域および学校単位で非常に多様であることが想定される。したがって、補償制度からの事故発生状況の把握は困難である。

イギリスでは、「王立事故防止協会 (The Royal Society for Prevention of Accidents: RoSPA)」が、「家庭・レジャー活動中の事故監視システム (HASS/LASS)」により、サンプル病院での調査から、家庭やレジャー活動の事故件数の推計を行っている (以下、HASS/LASS 調査)。この調査から、スポーツ活動に関連する事故のデータを抽出し、把握することとした。

図表 2-4 イギリスにおける死亡事故および障害事故の把握方法

把握方法	対象年齢	対象となる活動	対象となる事故
HASS/LASS 調査	すべての年齢	学校管理下の体育活動、地域のスポーツ活動等の両方を含む	各種傷病。死亡事故は含まれない。

## 2.4.2. 王立事故防止協会（The Royal Society for Prevention of Accidents : RoSPA）「家庭・レジャー活動中の事故監視システム（Home Accident and Leisure Accident Surveillance System: HASS/LASS）」調査について

### (1) HASS/LASS調査の概要

「王立事故防止協会（The Royal Society for Prevention of Accidents: RoSPA）」は 1916 年に誕生した組織で、怪我・事故等の防止に関する活動を行う組織である。

その「家庭・レジャー活動中の事故監視システム（HASS/LASS）」は、家庭・レジャー活動中に生じた事故に関する調査である。この調査は 1978 年に開始され、貿易産業省（the Department of Trade and Industry: DTI）の支援を受けながら、2002 年まで継続してきた。しかし、2003 年以降は DTI からの助成がなくなったことにより、調査は実施されていない。

### (2) HASS/LASS調査の調査方法等

#### ① 方法

HASS/LASS 調査は、サンプルとして選ばれた 18（2002 年度は 16）の病院の事故・緊急部局（Accident and Emergency departments）を訪れた患者に対するインタビュー調査をもとに構成されている。選定された病院の最低条件としては、ア) 事故・緊急部局の受診が毎年 1 万件以上あること、イ) 24 時間営業、ウ) 救急搬送に対応していること、の 3 つが挙げられる。この条件を満たす病院はイギリス全体で 300 以上あるが、地理的分布や人口規模などを踏まえて病院が選定された。

各病院には当該調査を実施するために特別な訓練を受けたインタビュアーが駐在し、事故・緊急部局を訪れた患者に対してインタビュー調査を行う。

#### ② 活動の定義

活動の定義は、以下のとおりである。

図表 2-5 HASS/LASS 調査における活動の定義

大項目	小項目
教育／訓練	スポーツ／体育－学校／カレッジ 指導／勉強／訓練 他の教育活動(実践的なものを含む) 明記されない教育活動
スポーツ	スポーツ／運動－組織化されたもの(教育活動除く) スポーツ／運動－組織化されていないもの スポーツ／運動－組織化されていたとしても明記されていない 教育かどうか分からぬがスポーツ活動 明記されない自転車

### ③ 怪我の定義

怪我の定義は、以下のとおりである。

図表 2-6 HASS/LASS 調査における怪我の定義

大項目	小項目	
体表損傷	・すりむけ、かすり傷、ひつかき傷	・皮膚の裂傷、異物混入
開放創	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小さな刺し傷</li> <li>・明記されない刺し傷</li> <li>・5 センチ以下の長さの切り傷／裂傷</li> <li>・5 センチから 10 センチの長さの切り傷／裂傷</li> <li>・11 センチから 20 センチの長さの切り傷／裂傷</li> <li>・20 センチ以上の長さの切り傷／裂傷</li> <li>・大きなひつかき傷</li> <li>・手足の切断、歯の損失</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・深い／大きな刺し傷</li> <li>・表面的な切り傷／裂傷</li> <li>・長さが明記されていない切り傷／裂傷</li> <li>・小さなひつかき傷</li> <li>・明記されていないひつかき傷</li> </ul>
熱傷	<ul style="list-style-type: none"> <li>・凍傷</li> <li>・電気ショックによる熱傷</li> <li>・熱傷／やけどー部分的に重度</li> <li>・熱傷／やけどー程度や範囲が明記されていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線障害、ひどい日焼け、arc eye</li> <li>・熱傷／やけどー小さい／表面的</li> <li>・熱傷／やけどー重度</li> </ul>
挫傷／打撲傷	(詳細説明はなし)	
脳しんとう	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脳しんとう: 意識あり／短時間の意識不明</li> <li>・脳しんとう: 1-6 時間の意識不明</li> <li>・脳しんとう: 意識不明の程度が明記されていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脳しんとう: 1 時間以下の意識不明</li> <li>・脳しんとう: 6 時間以上の意識不明</li> </ul>
他の軟部組織損傷	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動脈／静脈の出血／その他の怪我</li> <li>・神経／脊髄の怪我</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・筋肉／腱の怪我</li> <li>・明記されていない圧痛／腫れ</li> </ul>
骨損傷	<ul style="list-style-type: none"> <li>・骨折ー非開放性／単純</li> <li>・骨折の疑い</li> <li>・粉碎骨折</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・骨折ー開放性／複雑</li> <li>・骨折ー類型が明記されていない</li> </ul>
関節／腱損傷	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脱臼</li> <li>・捻挫</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・むち打ち</li> <li>・関節のひねり</li> </ul>
化学性損傷	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中毒(診断できる／治療できる)</li> <li>・酸による刺激／中毒</li> <li>・傷による感染</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・腐食、腐食性／化学的熱傷</li> <li>・食物／化学物質に対するアレルギー</li> <li>・よく分からない／明記されていない怪我</li> </ul>
全身の怪我	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感電、電気ショック</li> <li>・疲労困憊、被爆、ショック状態</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窒息、呼吸困難</li> </ul>
有害でない異物混入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・怪我の伴わない目への異物混入</li> <li>・耳／鼻／口への異物混入ー怪我なし</li> <li>・消化器官への異物混入ー怪我なし</li> <li>・消化器官への異物混入の疑いー怪我なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目への異物混入の疑いー怪我なし</li> <li>・口への異物混入の疑いー怪我なし</li> </ul>

大項目	小項目
有害な異物混入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目への異物混入－怪我あり(感染症を含む)</li> <li>・目への異物混入の疑い－怪我あり(感染症を含む)</li> <li>・消化器官への異物混入－怪我あり</li> <li>・消化器官への異物混入の疑い－怪我あり</li> <li>・耳／鼻への異物混入－怪我あり(感染症含む)</li> </ul>
診断できない怪我	<ul style="list-style-type: none"> <li>・更なる説明はなし</li> </ul>
他の怪我	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の内部損傷</li> <li>・複数の怪我</li> <li>・他の怪我</li> </ul>
明記されていない怪我	<ul style="list-style-type: none"> <li>・更なる説明はなし</li> </ul>

#### ④ 競技の定義

競技種目の定義は、以下のとおりである。

図表 2-7 HASS/LASS 調査における競技の定義

大項目	小項目
陸上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トラック</li> <li>・マラソン</li> <li>・ジョギング</li> <li>・他のランニング種目</li> <li>・やり投げ</li> <li>・円盤投げ</li> <li>・他の投擲種目</li> <li>・棒高跳び</li> <li>・三段跳び</li> <li>・明記されていない跳躍種目</li> <li>・明記されていない陸上種目</li> <li>・ハーダル走</li> <li>・クロスカントリー／丘を走る／オリエンテーリング</li> <li>・(レースとしての)ウォーキング</li> <li>・明記されていないランニング種目</li> <li>・砲丸投げ</li> <li>・ハンマー投げ</li> <li>・走り高跳び</li> <li>・走り幅跳び</li> <li>・他の跳躍種目</li> <li>・他の陸上種目</li> </ul>
体操	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床競技</li> <li>・平行棒</li> <li>・吊り輪</li> <li>・トランポリン</li> <li>・体操用のロープ</li> <li>・クラブ</li> <li>・ボール</li> <li>・他の身体競技</li> <li>・明記されていない体操</li> <li>・鉄棒</li> <li>・平均台／段違い平行棒</li> <li>・あん馬／跳馬</li> <li>・肋木</li> <li>・他の体操器具</li> <li>・フープ</li> <li>・ロープ</li> <li>・他の体操</li> </ul>
ステイック等を使う競技	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テニス</li> <li>・バドミントン</li> <li>・スカッシュ</li> <li>・卓球</li> </ul>

大項目	小項目
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他のラケット競技</li> <li>・クリケット</li> <li>・他のバット競技</li> <li>・アイスホッケー</li> <li>・室内でのバンディ</li> <li>・ハーリング／カモーギー</li> <li>・他のスティック競技</li> <li>・クロケー</li> <li>・ビリヤード</li> <li>・プール</li> <li>・明記されていないスティック等を使う競技</li> <li>・野球</li> <li>・ラウンダーズ</li> <li>・ホッケー</li> <li>・氷上のバンディ</li> <li>・ローラースケートホッケー</li> <li>・ラクロス</li> <li>・ゴルフ</li> <li>・他の個人種目のスティック競技</li> <li>・スヌーカー</li> <li>・他のスティック等を使う競技</li> </ul>
球技 スティックを使用しない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サッカー</li> <li>・アメリカンフットボール</li> <li>・他のフットボール</li> <li>・バレーボール</li> <li>・ネットボール</li> <li>・レーンでのボウリング</li> <li>・他のボウリング</li> <li>・他の球技</li> <li>・ラグビー</li> <li>・ゲーリックフットボール</li> <li>・ハンドボール</li> <li>・バスケットボール</li> <li>・グリーンでのボウリング</li> <li>・ペタンク／ボウルズ</li> <li>・明記されていないボウリング</li> <li>・明記されていない球技</li> </ul>
格闘技	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボクシング</li> <li>・総合的なレスリング</li> <li>・明記されていないレスリング</li> <li>・空手</li> <li>・合気道</li> <li>・テコンドー</li> <li>・明記されていない武道</li> <li>・他の格闘技</li> <li>・グレコローマンスタイルのレスリング</li> <li>・他のレスリング</li> <li>・柔術</li> <li>・柔道</li> <li>・剣道</li> <li>・他の武道</li> <li>・フェンシング</li> <li>・明記されていない格闘技</li> </ul>
射的競技	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アーチェリー</li> <li>・ピストル競技</li> <li>・クレー射撃</li> <li>・ペイント弾での戦闘</li> <li>・明記されていない銃射撃</li> <li>・クロスボウ</li> <li>・ライフル競技</li> <li>・フィールド射撃</li> <li>・他の銃射撃</li> <li>・ダーツ</li> </ul>
車輪を使ったスポーツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロードサイクリング</li> <li>・BMX</li> <li>・他の自転車スポーツ</li> <li>・ロード／モータサイクルレース</li> <li>・モトクロス</li> <li>・トラックでの自転車競技</li> <li>・自転車の曲乗り</li> <li>・明記されていない自転車スポーツ</li> <li>・スピードウェイ</li> <li>・他のオートバイ競技</li> </ul>

大項目	小項目	
	・明記されていないオートバイ競技 ・カーレース／ラリー ・ローラースキー ・他の車輪スポーツ	・ゴーカート ・ローラースケート ・スケートボード ・明記されていない車輪スポーツ
動物スポーツ	・乗馬 ・速歩競馬 ・固定障害競走 ・ポイント間レース ・明記されていない乗馬スポーツ ・狐狩り ・明記されていない動物スポーツ	・競馬（平地） ・障害乗越競技 ・乗馬でのポロ ・他の乗馬スポーツ ・他の犬を用いたスポーツ ・他の動物スポーツ
ウィンタースポーツ	・クロスカントリースキー ・スキー回転 ・スキージャンプ ・スキーボード／スノーボード ・他のスキー種目 ・そり／リュージュ ・他のそり競技 ・アイススケート ・アイススケート競走 ・他のアイススケート種目 ・氷上ボート ・明記されていないウィンタースポーツ	・滑降 ・スキーのテレマーク回転 ・モーグル ・バイアスロン ・明記されていないスキー種目 ・ボブスレー ・スノーモービル ・フィギュアスケート ・氷上のヨット ・明記されていないアイススケート種目 ・他のウィンタースポーツ
景観スポーツ	・ランブリング／ハイキング ・登山	・洞窟探検／洞穴探検
ウォータースポーツ	・プールでの水泳 ・屋外での水泳 ・水球 ・潜水 ・他の水泳 ・明記されていない水泳 ・水上スキー ・カヌー ・カヤック ・ボート競技 ・スカル	・他のボート競技 ・明記されていないボート競技 ・ウインドサーフィン ・サーフボード ・ヨット ・モーター舟 ・水上モータースクーター ・他のボート ・特定されていないボート ・釣り ・他のウォータースポーツ
空中スポーツ	・パラシュート	・明記されていないモーターを使わない飛行

大項目	小項目
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気球</li> <li>・カイト</li> <li>・ハンググライダー</li> <li>・グライダー</li> <li>・他のモーターを使わない飛行</li> <li>・紙飛行機</li> <li>・飛行機</li> <li>・他のモーターのついた飛行物</li> <li>・明記されていないモーターのついた飛行物</li> <li>・他の空中スポーツ</li> </ul>
運動／フィットネス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウェイトリフティング</li> <li>・重量挙げ</li> <li>・他のリフティング</li> <li>・マッスル／ボディビルディング</li> <li>・ダンス</li> <li>・ヨガ／太極拳等</li> <li>・軍事訓練場ゲーム／アブサイレン</li> <li>・明記されてない体育コース</li> <li>・他の運動</li> <li>・明記されてない運動</li> </ul>
他の明記されてないスポーツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハイランドゲームズ</li> <li>・綱引き</li> <li>・他の地域／民族スポーツ</li> <li>・他のスポーツ</li> <li>・明記されてないスポーツ</li> </ul>

### (3) HASS/LASS調査結果の参照における留意点

HASS/LASS 調査の結果については、活動の範囲、データの制約等、以下の点に留意が必要である。

図表 2-8 HASS/LASS 調査の参考における留意点

学校／地域のスポーツクラブ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校での体育授業および地域のスポーツクラブ等の活動の両方を含むデータである。</li> <li>・一部、「教育／訓練」として、学校での事故件数を把握することができるが、体育の授業とその他の教育活動を区別することはできない。</li> </ul>
年代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての年代を対象としている。</li> <li>・年代の区分が、「0-4 歳」「5-14 歳」「15-64 歳」となっており、学校種別に把握することができない。</li> </ul>
死亡事故／障害事故	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡事故は含まない。</li> </ul>
期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主に 2002 年度の 1 年間のデータ。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国的な事故の実数の把握ではなく、サンプル病院の受診者数から、全国の受診者数を推計したデータである。</li> </ul>

## (4) HASS/LASS調査の結果

HASS/LASS 調査の結果は、以下のとおりである。

## ① 発生場所別

HASS/LASS 調査による発生場所別の事故件数は、以下のとおりである。

図表 2-9 HASS/LASS 調査による発生場所別の事故件数

2002 年	0~4 歳	5~14 歳	15~64 歳
学校／保育園／幼稚園の遊び場	13,120	126,137	8,036
	640	6,153	392
学校／大学のスポーツホール／体育館等	533	37,454	180,195
	26	1,827	879
学校／大学のスポーツ場／屋外コート	41	63,448	31,857
	20	3,095	1,554
学校／大学のプール	123	902	205
	6	44	10
明記されていないスポーツ教育場	21	6,499	2,645
	1	317	129
スポーツホール／リンク／屋内ホール(教育除く)	1,763	22,653	59,922
	86	1,105	2,923
スポーツ場／屋外トラック／コート(教育除く)	369	52,234	200,962
	18	2,548	9,803
屋内プール(教育除く)	1,702	7,298	3,772
	83	356	184
屋外プール(教育除く)	103	431	287
	5	21	14
プール－明記されていない	513	2,604	2,132
	25	127	104
乗馬学校／厩舎(パドック含む)等	328	4,100	8,057
	16	200	393
ゴルフコース	41	554	4,797
	2	27	234
スポーツ領域－屋内か屋外か明記されていない	185	9,943	48,155
	9	485	2,349

各欄の上段は全国レベルでの推定値、下段は実際の調査における個票数を表している

全国レベルでの推定値を出すために用いた係数は次のとおり(小数点以下は四捨五入)

2002 年 : 20.50( $2876294 \div 140307$ )

## ② 活動別

HASS/LASS 調査による活動別の事故件数は、以下のとおりである。

**図表 2-10 HASS/LASS 調査による活動別の事故件数**

2002 年	0-4 歳	5-14 歳	15-64 歳
教育／訓練	2,317	125,686	39,155
	113	6,131	1,910
スポーツ(教育活動除く)	1,784	178,412	506,494
	87	8,703	24,707

各欄の上段は全国レベルでの推定値、下段は実際の調査における個票数を表している

全国レベルでの推定値を出すために用いた係数は次のとおり(小数点以下は四捨五入)

2002 年 : 20.50( $2876294 \div 140307$ )

### ③ 競技別

HASS/LASS 調査による競技別の事故件数は、以下のとおりである。

図表 2-11 HASS/LASS 調査による競技別の事故件数

2002 年	0~4 歳			5~14 歳			15~64 歳		
	男性	女性	小計	男性	女性	小計	男性	女性	小計
陸上	0	0	0	697	861	1,558	5,228	2,378	7,606
	0	0	0	34	42	76	255	116	371
体操	21	82	103	595	3,403	3,998	759	1,476	2,235
	1	4	5	29	166	195	37	72	109
ステイック等を使う競技	62	21	82	5,945	3,260	9,205	39,606	14,227	53,833
	3	1	4	290	159	449	1,932	694	2,626
ステイックを使用しない競技	718	103	820	99,671	14,186	11,386	313,814	21,997	335,811
	35	5	40	4,862	692	5,554	15,308	1,073	16,381
格闘技	21	0	21	3,916	1,927	5,843	13,366	3,854	17,220
	1	0	1	191	94	285	652	188	840
射的競技	21	0	21	21	41	62	1,066	205	1,271
	1	0	1	1	2	3	52	10	62
車輪を使ったスポーツ	82	41	123	16,892	4,080	20,972	29,643	3,649	33,292
	4	2	6	824	199	1,023	1,446	178	1,624
動物スポーツ	21	123	144	738	5,802	6,540	1,907	11,788	13,694
	1	6	7	36	283	319	93	575	668
ウィンタースポーツ	21	0	21	2,788	3,383	6,171	6,089	4,900	10,988
	1	0	1	136	165	301	297	239	536
景観スポーツ	0	0	0	185	144	328	1,230	287	1,517
	0	0	0	9	7	16	60	14	74
ウォータースポーツ	287	123	410	4,531	2,747	7,278	9,779	3,424	13,202
	14	6	20	221	134	355	477	167	644
空中スポーツ	0	0	0	21	0	21	800	226	1,025
	0	0	0	1	0	1	39	11	50
運動／フィットネス	41	0	41	226	841	1,066	4,367	3,690	8,057
	2	0	2	11	41	52	213	180	393
他の明記されていないスポーツ	0	0	0	1,087	410	1,497	5,679	964	6,642
	0	0	0	53	20	73	277	47	324
合計	1,292	492	1,784	137,309	41,082	178,391	433,329	73,062	506,391
	63	24	87	6,698	2,004	8,702	21,138	3,564	24,702

各欄の上段は全国レベルでの推定値、下段は実際の調査における個票数を表している

全国レベルでの推定値を出すために用いた係数は次のとおり(小数点以下は四捨五入)

2002 年: 20.50( $693085 \div 33809$ )

#### ④ 事故に関わった施設・設備別

HASS/LASS 調査による事故に関わった施設・設備別の事故件数は、以下のとおりである。

**図表 2-12 HASS/LASS 調査による事故に関わった施設・設備別の事故件数**

物体	1999 年	2000 年	2001 年	2002 年
体操マット	10,060	11,123	10,335	10,230
	550	627	579	499
屋内プール	640	639	446	513
	35	36	25	25
屋外プール	10,974	10,236	8,622	8,979
	600	577	483	438
明記されていないプール	3,841	3,814	4,052	3,895
	210	215	227	190
道場／柔道マット	238	248	732	492
	13	14	41	24

#### 2.4.3. イギリスの死亡事故に関する統計について

HASS/LASS 調査には、死亡事故は含まれていない。死亡事故を扱ったスポーツに関する統計としては、RIDDOR 調査がある。イギリスでは、「怪我・疾病・危険発生に関する 1995 年の法律 (the Reporting of Injuries, Diseases and Dangerous Occurrences Regulations 1995: RIDDOR)」に基づき、職場での重大な事故（死亡事故を含む）については、雇用主、もしくは責任者は、健康安全局 (Health and Safety Executive : HSE) への報告義務が課せられている。RIDDOR 調査は、その結果を HSE が取りまとめた調査である。ただし、RIDDOR 調査は、職場に関する統計であり、スポーツをする子どもではなく、主として経営者や被雇用者を対象とした制度、統計である。また、スポーツ活動中の事故については、監督体制、組織体制、設備の不備等がない場合（職場に瑕疵がない場合）の通常のスポーツ活動中の事故については、報告義務がない。

### 2.5. 事故防止に効果を上げている取組事例

#### 2.5.1. 英国柔道連盟による取り組み

##### (1) 健康安全基準

英国柔道連盟(British Judo Association)では、柔道の施設やイベントを安全に行うための最低基準を様々に設けている（「健康安全ガイダンス(Health & Safety Guidance)」）。

- ・ コーチ資格の所持
- ・ 監督者と生徒の割合—クラブ環境では 1:20（監督者 1 名に対して生徒 20 名）、学校環境では 1:30（監督者 1 名に対して生徒 30 名）。

- ※ 「学校環境」とは、学校のカリキュラムの一部であるもの、または学校の承認のもとに始業前、ランチタイム、放課後等に行われるクラブ活動を含む。
- ※ これは柔道に限った基準なので、同時に一般的な基準を満たすこと
- ・畳は EN12503-3 2001 の基準を満たすこと。畳は足下がしっかりとしていて、同時に衝撃吸収ができる。立方メートル当たり 230kg の密度を推奨。畳の表面は避けたりぼろぼろになつたりしておらず、しっかりとした土台の上にあって活動中に滑ったりしないこと。
- ・活動の種類や練習や乱取りの強度にあわせて、安全な参加が可能になる適切なスペースを確保する。生徒 1 人当たり 2 平方メートルを推奨。

## (2) その他の取組

### ① 児童保護ワーキングパーティー

英国柔道連盟は、ロンドン警視庁の上級警察官とともに、「児童保護ワーキングパーティー」を形成している。趣旨は、以下のとおりである。

「英国柔道連盟は、年齢、文化、障害、ジェンダー、言語、人種的起源、宗教的信仰、性的アイデンティティに関わらず、全ての子どもが虐待(※)から守られる権利があるという原則を保持する。連盟に所属する会員、スタッフ、ボランティアは、子どもと若者の福祉と保護を重視することで、彼らが恐怖、脅威、虐待などと無縁で安全にスポーツ活動を楽しむことができることを実現する。」(※「abuse」の訳。日本語の虐待よりもかなり幅の広い概念。)

### ② クラブの義務

英国柔道連盟に所属するクラブは、指導者以外に児童福祉担当と応急救護担当の事務員による支援体制を備えている必要がある。全ての関係者は犯罪履歴等のチェック(※)をクリアしなければならない。(※全ての子どもを相手にする仕事(有給無給を問わず)に従事する者に義務づけられるもの)

### ③ 保険

すべてのクラブ、資格を持った指導者、選手、オフィシャルは、自動的に保険が適用される。保険は、民間保険会社(Perkins Slade Insurance Brokers)によるものであり、(1)民事責任(2)人的事故(3)クラブ資産に対して適用される。

### ④ 苦情・品行審査員団

連盟に寄せられる正当な苦情や不適切な行為を調査するための審査員団。審査員団は、全ての公式な苦情や懲戒に該当する事例を適時に効果的かつ透明なやり方で処理することを目的としており、全ての会員が安全で公正な環境で柔道を行う機会を与えられるために、手続きが行われることを保証する。

(出所)

- ・英国柔道連盟担当者へのインタビュー(実施日: 2012年3月19日)

### 3. 調査結果（フランス）

#### 3.1. 学校管理下の体育活動

##### 3.1.1. 教育課程における体育について

フランスではほとんどの学校が国立であり、私立学校はごくわずかであり、小学校・中学校・高校に通う生徒の大多数は公立学校に通っている。また、私立学校の大部分がカトリック系の学校で占められている。

義務教育は、6歳～16歳までの10年間である。就学前教育は、幼稚園（école maternelle）または小学校付設の幼児学級で、3～5歳の幼児を対象として行われる。初等教育は、6～11歳の児童を対象とし、5年間小学校（école primaire）で行われる。前期中等教育は、11～15歳の児童を対象とし、4年間中学校（collège）で行われる。中学校では、4年間の観察や進路指導の結果に基づき、後期課程への生徒の振り分けが行われる。後期中等教育は、15～18歳の生徒を対象とし、3年間高等学校（lycée）で行われる。一般の高等学校の他に、職業教育が主に行われる職業高等学校に進学する生徒も多い。高等学校の最終学年で中等教育の修了証となるバカロレア（Baccalauréat）の試験が行われ、この試験に合格しなければ後の高等教育は受けることができない。バカロレア取得後、希望する者は大学、グランゼコール（Grandes Ecoles）、技術短期大学等に進学する。

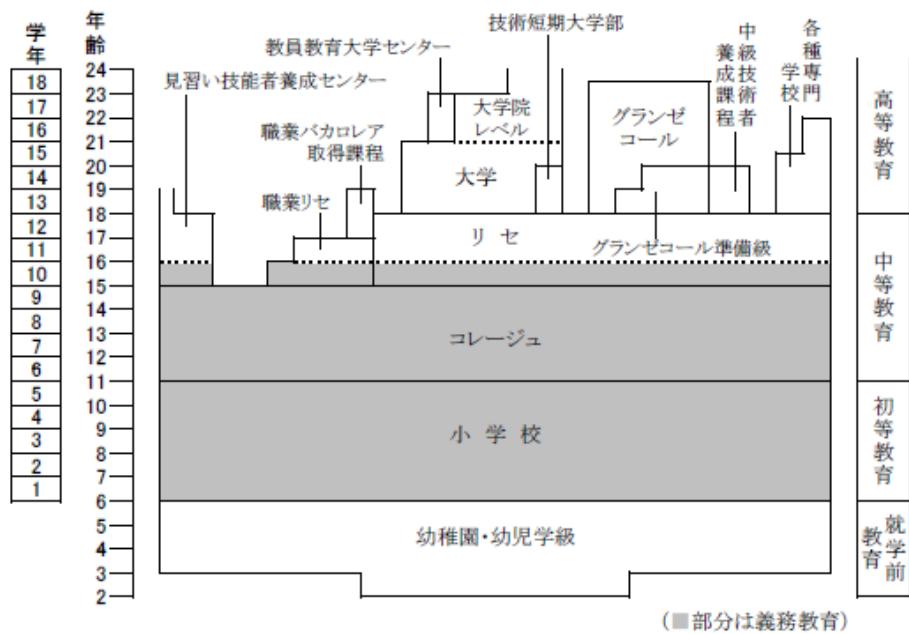
国立教育政策研究所の報告書によると、教育課程の編成基準については、政令で学年群（cycle=期）別に教育目標が簡潔に定められている。なお、準備学年（1）（括弧内は小学校第一学年から通算して示す学年（参考表示）、以下同じ）および初級第一年（2）が含まれる基礎学習期は幼稚園の最終学年を含んでおり、3学年で構成される期となっている。政令で定められている目標にしたがって、国民教育省は各期の教育時間および具体的な教育内容を定めている。フランスの学校系統図、学年と期の構成、小学校・コレージュにおける教科と配分時間の図および表を下記に示す。

体育は、小学校、コレージュ、リセで必修となっており、2002年の教育省の基準では、小学校「基礎学習期」においては、週3時間、「深化学習期」で週3時間と定められている。コレージュにおいては第六学年週4時間、第五～三学年週3時間、リセでは、週2時間となっている。

(出所)

- ・フランスとドイツの家庭生活調査、平成17年4月内閣府経済社会総合研究所編
- ・保健のカリキュラムの改善に関する研究－諸外国の動向－、平成16(2004)年8月 国立教育政策研究所

図表 3-1 フランスの学校系統図



(出所)

- データブック国際労働比較 2011、独立行政法人労働政策研究・研修機構

<http://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/databook/2011/ch8.html>

図表 3-2 学年と期の構成

	学年		期
コレージュ	9	第三学年 Troisième	進路指導期 Cycle d'orientation
	8	第四学年 Quatrième	中間期
	7	第五学年 Cinquième	Cycle central
	6	第六学年 Sixième	適応期 Cycle d'adaptation
小学校	5	中級第二年 Cours moyen 2 (CM2)	深化学習期 Cycle des approfondissements (Cycle 3)
	4	中級第一年 Cours moyen 1 (CM1)	
	3	初級第二年 Cours élémentaire 2 (CE2)	
	2	初級第一年 Cours élémentaire 1 (CE1)	基礎学習期 Cycle des apprentissages fondamentaux
	1	準備学年 Cours préparatoire (CP)	(Cycle 2)

(出所)

- 保健のカリキュラムの改善に関する研究－諸外国の動向－、平成16(2004)年8月 国立教育政策研究所

<http://www.nier.go.jp/kiso/seika2/hoken.pdf>

図表 3-3 フランスの体育位置づけおよび時間数等

校種	年齢	位置づけ	時間数	備考
小学校	6～10 歳	必修	週 3 時間	年間 108 時間 (基礎学習期、深化学習期ともに 108 時間と定められている)
コレージュ (普通教育課程)	11～14 歳	必修	週 3 時間 (第六学年は除く)	第六学年は週 4 時間
リセ (普通教育課程)	15～18 歳	必修	週 2 時間	-

(出所)

- Ministère de l' Education Nationale (検索：2012 年 1 月)
- <http://www.education.gouv.fr/bo/2008/hs3/MENE0813208A.htm>
- <http://www.education.gouv.fr/cid22119/mene0817062a.html>
- <http://www.education.gouv.fr/cid51336/mene1007245a.html>

### 3.1.2. 運動部活動に類する制度について

フランスでは国が定める教育課程・時間割の枠内に位置する体育教育とは別に、児童・生徒に教育スポーツ (sport scolaire) と呼ばれるスポーツ活動 (activités sportives) が提供されている。教育スポーツはフランス教育政策の独自性を示す代表的な構成要素の一つであり、国民教育省とスポーツ省のパートナーシップのもとに実施されている。またこの教育スポーツは地方公共団体と密に連携しており、地方公共団体は教育団体への助成金の提供、初等・中等教育課程におけるスポーツを取り巻く組織機能の支援、競技場への生徒の送迎等、様々な支援を実施している。

また、各学校には、学校スポーツ非営利社団 (AS : Association Sportive Scolaire) が創設され、教育スポーツを推進している。

#### (1) 初等教育

AS は教員・教育指導者・保護者により形成され、学校教育計画に十分に統合された形をとりながら、学校における生徒の学校生活の促進と成功に寄与している。初等教育スポーツ連合 (USEP : L' Union sportive de l' enseignement du premier degré) は、公立小学校の AS の統括団体である。初等教育においては、各学校への AS の創設は義務とされてはいないものの、USEP は、830,000 人を超える加入者と約 13,200 の加盟校を有する。

## (2) 中等教育

中等教育では、AS の創設が義務付けされている。必修である体育の授業に加えてスポーツ活動の実施を希望する中学生、高校生は、AS に所属することができる。AS は学校の教育計画に十分に沿った形をとりながら、生徒の学校生活の促進と成功に寄与している。年間を通して毎週 3 時間の割合で、とりわけ水曜日の午後に、生徒は、一つもしくは複数の競技を実施している。教育スポーツは体育授業を補完するものとなっている。

生徒を AS 副団体長に任命する例に見られるように、団体での生活、試合や大会開催における生徒の関与がとりわけ奨励されており、生徒に責任感を持たせること、自立性やリーダーシップを育成することを目指している。

全国学校スポーツ連合 (UNSS :L'Union nationale du sport scolaire) は、希望する全ての地方公共教育機関 (EPLE :les établissements publics locaux d'enseignement ) および私立教育機関を統括している。2011 年は 100 万人以上の加入者と 9,561 団体からなり、33,000 人以上の体育教師がこの促進を担っている。

### (出所)

- Union Sportive de l' Enseignement du Premier Degré (検索： 2012 年 1 月)
- [http://www.usep.org/index.php?option=com\\_content&view=article&id=738&Itemid=797](http://www.usep.org/index.php?option=com_content&view=article&id=738&Itemid=797)
- Union Nationale du Sport Scolaire (検索： 2012 年 1 月)
- [http://www.federation-unss.org/troisieme\\_federation\\_sportive\\_de\\_france](http://www.federation-unss.org/troisieme_federation_sportive_de_france)
- Ministère de l' Education Nationale, de la Jeunesse et de la vie associative
- Le sport à l' école élémentaire (検索： 2012 年 1 月)
- Le sport au collège (検索： 2012 年 1 月)
- Le sport au lycée (検索： 2012 年 1 月)
- La journée du sport scolaire (検索： 2012 年 1 月)
- <http://www.education.gouv.fr/cid4363/le-sport-a-l-ecole-elementaire.html>
- <http://www.education.gouv.fr/cid4364/le-sport-au-college.html>
- <http://www.education.gouv.fr/cid4365/le-sport-lycee.html>
- <http://www.education.gouv.fr/cid57880/journee-du-sport-scolaire-2011.html>

## 3.2. 青少年の地域スポーツクラブ等

### 3.2.1. スポーツクラブの概要について

フランスでは、Groupements sportifs（以下、スポーツクラブ）が、地域におけるスポーツ活動を担っている。全国で、167,595 クラブ、約 1,700 万人が活動している（人数はすべての年代の合計）。

図表 3-4 フランスにおけるスポーツクラブの概要

クラブや制度の名称	クラブ数	加入者数	主な種目
Groupements sportifs (2007) スポーツクラブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツクラブ総数 167,595</li> <li>- 単一種目スポーツクラブ</li> <li>・オリンピック種目 67,219</li> <li>・非オリンピック種目 43,569</li> <li>- 複数種目スポーツクラブ 56,807</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>加入者数 172,70,000 人 (2008 年より +2.9%)</li> <li>・15,550,000 の連盟登録団体 (2008 年より +1.4%)</li> <li>・1,720,000 のその他の資格団体 (2008 年より +19.4%)</li> </ul>	種目別の加盟団体数、加盟社数は別表参照。

(出所)

- Répartition des clubs sportifs et des établissements professionnels agréés par fédération française agréée, Statistique Publique (検索 : 2012 年 2 月)
- [http://www.statistique-publique.fr/index.php?TexteLibreSelect=clubs+sportifs&php\\_action=RECHERCHE\\_texteLibre](http://www.statistique-publique.fr/index.php?TexteLibreSelect=clubs+sportifs&php_action=RECHERCHE_texteLibre)
- Les chiffres clés du sport, Ministère des Sports, Ministère de l' Education nationale, de la Jeunesse et de la vie associative (検索日 : 2012 年 2 月)
- [http://www.sports.gouv.fr/IMG/pdf/chiffres-cles\\_du\\_sport\\_2010.pdf](http://www.sports.gouv.fr/IMG/pdf/chiffres-cles_du_sport_2010.pdf)
- Note Evaluation 07 02, Les associations sportives et la pratique du sport
- <http://media.education.gouv.fr/file/75/0/4750.pdf>

図表 3-5 スポーツクラブ／スポーツ団体の加盟規模別主要スポーツ連盟

名称	合計
サッカー連盟 FF de football	17,965
初等教育スポーツ連合 Union sportive de l'enseignement du premier degré	10,105
全国学校スポーツ連合 Union nationale du sport scolaire (UNSS)	9,527
フランスアマチュア体育連合 Union française des œuvres laïques d'éducation physique (UFOLEP)	9,406
テニス連盟 FF de tennis	8,308
体育自由体操連盟 FF d'éducation physique et de gymnastique volontaire	7,140
ペタンク・プロヴァンスゲーム連盟 FF de pétanque et jeu provençal	6,216
柔道柔術連盟 FF de judo-jujitsu et disciplines associées	5,584

名称	合計
労働者スポーツ・体操連盟 F sportive et gymnique du travail (FSGT)	4,414
バスケットボール連盟 FF de basketball	4,336
空手連盟 FF de karaté et disciplines associées	4,195
私立学校スポーツ総同盟 Union générale sportive de l'enseignement libre	3,796

(出所)

- Répartition des clubs sportifs et des établissements professionnels agréés par fédération française agréée, Statistique Publique (検索 : 2012年2月)
- [http://www.statistique-publique.fr/index.php?TexteLibreSelect=clubs+sportifs&php\\_action=RECHERCHE\\_texteLibre](http://www.statistique-publique.fr/index.php?TexteLibreSelect=clubs+sportifs&php_action=RECHERCHE_texteLibre)
- Les chiffres clés du sport, Ministère des Sports, Ministère de l'Education nationale, de la Jeunesse et de la vie associative (検索日 : 2012年2月)
- [http://www.sports.gouv.fr/IMG/pdf/chiffres-cles\\_du\\_sport\\_2010.pdf](http://www.sports.gouv.fr/IMG/pdf/chiffres-cles_du_sport_2010.pdf)
- Note Evaluation 07 02, Les associations sportives et la pratique du sport
- <http://media.education.gouv.fr/file/75/0/4750.pdf>

図表 3-6 加入者数別主要スポーツ連盟(登録者および他の参加資格)

名称	合計
サッカー連盟 FF de football	2,107,924
テニス連盟 FF de tennis	1,134,571
全国学校スポーツ連合 Union nationale du sport scolaire (UNSS)	983,149
初等教育スポーツ連合 Union sportive de l'enseignement du premier degré	866,314
私立学校スポーツ総同盟 Union générale sportive de l'enseignement libre	813,823
馬術連盟 FF d'équitation	687,339
柔道柔術連盟 FF de judo-jujitsu et disciplines associées	580,286
体育自由体操連盟 FF d'éducation physique et de gymnastique volontaire	538,945
民間スポーツ連盟 FF des sports populaires	459,522
バスケットボール連盟 FF de basketball	456,036
ゴルフ連盟 FF de golf	418,850
ハンドボール連盟 FF de handball	411,271

(出所)

- Répartition des clubs sportifs et des établissements professionnels agréés par fédération française agréée, Statistique Publique (検索 : 2012年2月)
- [http://www.statistique-publique.fr/index.php?TexteLibreSelect=clubs+sportifs&php\\_action=RECHERCHE\\_texteLibre](http://www.statistique-publique.fr/index.php?TexteLibreSelect=clubs+sportifs&php_action=RECHERCHE_texteLibre)
- Les chiffres clés du sport, Ministère des Sports, Ministère de l'Education nationale, de la Jeunesse et de la vie associative (検索日 : 2012年2月)
- [http://www.sports.gouv.fr/IMG/pdf/chiffres-cles\\_du\\_sport\\_2010.pdf](http://www.sports.gouv.fr/IMG/pdf/chiffres-cles_du_sport_2010.pdf)

- Note Evaluation 07 02, Les associations sportives et la pratique du sport
- <http://media.education.gouv.fr/file/75/0/4750.pdf>

### 3.2.2. フランスにおけるクラブ活動の特徴について

2006 年の調査によると、AS に加入してスポーツを行っている生徒は全体の 20%、スポーツクラブに加入している生徒は全体の 52% であった。また、組織に所属せずに自由に実践している生徒は全体の 68% であった（複数回答のため重複あり）。20 年前のスポーツクラブの加入率は、30% とされており、増加傾向にある。

また、体育授業外でのスポーツ活動を行っていない生徒は、19% であった。また、一つの組織に所属している生徒は 34%、二つの組織に所属している生徒が 37%、三つが 11% であり、複数の組織に所属する生徒が多い。

学校種別、性別の加入率は、下表のとおりである。

**図表 3-7 所属団体種別、学年別の体育授業外でのスポーツ実施状況**

グループ	AS	スポーツクラブ	自由実践	スポーツをしない
コレージュ(中学)男子	29%	64%	81%	5%
コレージュ(中学)女子	25%	56%	63%	20%
リセ(高校)男子	21%	70%	77%	8%
リセ(高校)女子	16%	47%	65%	2%

(出所)

- Répartition des clubs sportifs et des établissements professionnels agréés par fédération française agréée, Statistique Publique (検索 : 2012 年 2 月)
- [http://www.statistique-publique.fr/index.php?TexteLibreSelect=clubs+sportifs&php\\_action=RECHERCHE\\_texteLibre](http://www.statistique-publique.fr/index.php?TexteLibreSelect=clubs+sportifs&php_action=RECHERCHE_texteLibre)
- Les chiffres clés du sport, Ministère des Sports, Ministère de l' Education nationale, de la Jeunesse et de la vie associative (検索日 : 2012 年 2 月)
- [http://www.sports.gouv.fr/IMG/pdf/chiffres-cles\\_du\\_sport\\_2010.pdf](http://www.sports.gouv.fr/IMG/pdf/chiffres-cles_du_sport_2010.pdf)
- Note Evaluation 07 02, Les associations sportives et la pratique du sport
- <http://media.education.gouv.fr/file/75/0/4750.pdf>

### 3.3. 指導者

#### 3.3.1. 教育課程における体育および運動部活動の指導者について

体育および運動部活動の指導は、主として学校の教員が担っている。外部の指導員、生徒の保護者等を活用する場合は、基本的に資格が必要となる。ただし保護者等の資格保有をしていない者が体育や運動活動に参加する際、簡単な研修を受けたのちに教員の監督下であれば参加することは可能である。

スポーツ法 L212-3 条で規定する公務員（体育教師など）を除いた、有給の外部参加者に関しては、スポーツ活動を教授、推進、指導できる資格を有していなければならない。スポーツ法 L212-1 条では次のとおり規定している。「1) 該当する活動におけるスポーツ実施者と第三者の安全を維持する能力を保証し、および 2) 教育法 L335-6 条 II に規定される職業証明書の国家リストに登録されている免状、職業能力資格、または資格証明書の所有者のみが、本条第 4 節および本法律 L212-2 条の規定に従い、本業または副業として、常勤、季節勤務、または非常勤の形態で、報酬を得て体育授業あるいはスポーツ活動を教授、推進、指導し、あるいはスポーツ実施者を訓練することができる。」

このようにフランスでは、教育課程における体育および教育スポーツの指導者に対して制度上の取り決めがなされた上で実施されている。

また、生徒の保護者、スポーツ協会所属者等はボランティアの名目で体育の授業に参加することが可能である。しかしながら、参加に際しては、報酬面等において明確な取り決めがなされる。ボランティアを除く外部からの参加者は、スポーツ団体（あるいはその他の私法上の法人）もしくは公共団体（地方公共団体あるいは国家行政機関）から報酬が与えられる。常勤として参加する場合、適応分野に応じて、役割と安全面での条件が明示された協約を雇用者（スポーツ協会もしくは公共団体）と国民教育視学官（IEN）もしくは大学区視学官兼公的教育県局長 (l' inspecteur d' académie, directeur des services départementaux de l' Éducation nationale (IA-DSDEN)) の間で結ばなければならない。外部からの体育授業への参加者は、常勤または非常勤としての参加に先立って、IA-DSDEN の承認を得なければならない。IA-DSDEN は、体育活動地方職員についてはその地位、個人については所有する免状、ボランティアについては県委員会が行う初等教育の体育に関する特定の研修への参加に応じて参加資格を評価する。

図表 3-8 フランスの体育および教育スポーツに関する指導者の概要

種別	雇用形態	報酬	指導可能な範囲	教員免許以外の資格	備考
学校教師	公務員	報酬・給与あり	・体育授業 ・教育スポーツ	不要	初等教育において指導
体育教師	公務員	報酬・給与あり	・体育授業 ・教育スポーツ	不要	中等教育(中学、高校)において指導。 CAPEPS(保健体育)

					教育教員資格)取得が必要
体育授業への外部参加者	報酬の支払われる外部からの体育授業への参加者(協会・公共団体等に所属している者)	公務員もしくは私法上の法人雇用者	・体育授業	必要	承認に基づいた常勤、非常勤としての参加
体育授業への外部参加者	学校外部からのボランティア:生徒の両親、USEPやUNSSの連盟加入者等。練習や試合等での指導スタッフ	ボランティア(報酬なし)	・体育授業(ただし教師の監督下での指導) ・教育スポーツ	必要	承認に基づいた常勤、非常勤としての参加

(出所)

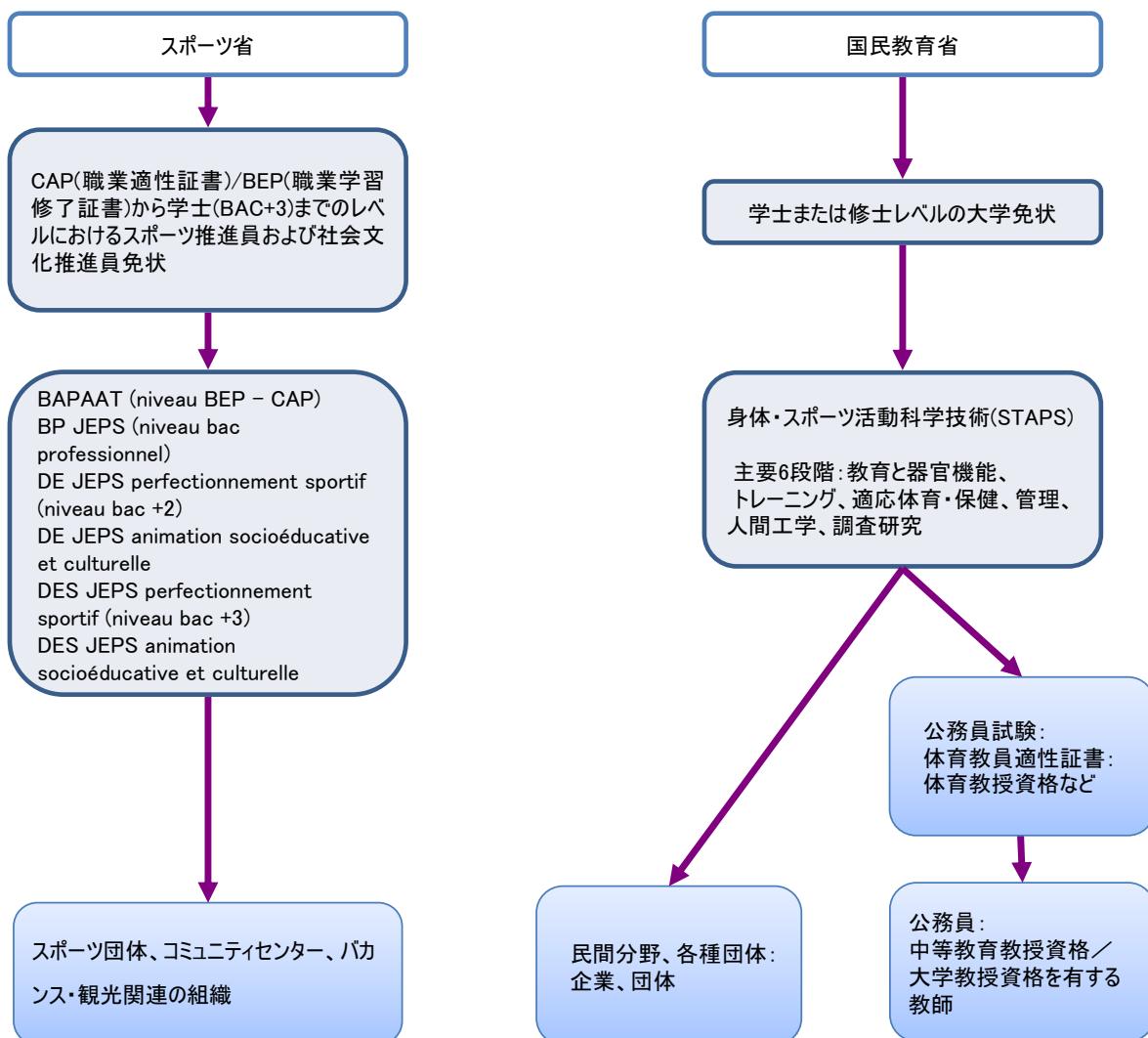
- Les métiers de l'éducation nationale, Professeur d'éducation physique (EPS), Ministère de l'Éducation nationale, de la Jeunesse et de la Vie associative (検索: 2012年1月)  
<http://www.education.gouv.fr/cid1070/professeur-d-education-physique-et-sportive-eps.html>
- Intervenants extérieurs-Premier degré, édusol, Ministère de l'Éducation nationale, de la Jeunesse et de la Vie associative (検索: 2012年1月)  
<http://eduscol.education.fr/pid23380-cid48591/intervenants-exterieurs.html>
- L'Education physique et sportive, Académie de Poitiers  
<http://ww2.ac-poitiers.fr/ia79-pedagogie/spip.php?article96>

### 3.3.2. 体育、スポーツの指導者に関する資格制度について

フランスにおける指導者の資格は、スポーツ省と国民教育省から発行される資格の二種類に大別される。国民教育省が発行する資格は、大学での教員免許状(STAPS)を取得後、公務員試験に合格することで、公立学校での指導が可能となる。また、STAPS取得者は、公務員試験とは関係なく、民間のスポーツクラブ等で指導を行うことができる。

また、スポーツ省が発行する各種資格を取得すると、それぞれのレベルに応じて、スポーツクラブやコミュニティセンター等で指導することができる。なお、スポーツ省の資格は、現在、制度の過渡期にあり、これまでスポーツの指導を行う上で不可欠な「パスポート」の位置づけであったスポーツ教育者国家免許(BEES)について、各種資格への移行が検討されている。

図表 3-9 フランスの指導者資格の概要



(出所)

- Circulaire 92-196, 3 juillet 1992, Ministère de l' Education Nationale et de la Culture  
(検索 : 2012 年 1 月)  
<https://mentor.adc.education.fr/ex1-doc/scanbo/MENE9250275C.pdf>
- Tableau B de l' annexe à l' arrêté du 30 juillet 1965, Arrêté du 30 juillet 1965, décret du 15 juin 1972, loi du 4 juillet 1990, Ministère de la Jeunesse et des Sports (検索 : 2012 年 1 月)  
<http://www.sports.gouv.fr/index/metiers-et-formations/reglementation/la-reglementation-des-diplomes/brevets-d-etat-d-educateur-sportif/textes-communs/brevets-et-diplomes/lois-et-reglements-abroges/diplomes-ouvrant-droit-a-l-355/arrete-du-30-juillet-1965-modifie>

図表 3-10 フランスの指導者資格

略称	内容	取得条件	教育内容	教育期間	職業／雇用者
BEEs スポーツ教育者国家免許	第一段階(職業)バカラロアレベル)は、身体・スポーツ活動に関わる教育、組織、管理運営を行う。選択分野における中級レベルのスポーツ実践が求められる。 第二段階(学士レベル)は、技術改善、トレーニング、管理者研修を行う。第一段階取得から2年以上経過している者が対象。 現在、縮小傾向があり、他の資格への移行が検討されている。	第一段階(職業)バカラロアレベル)は、身体・スポーツ活動に関わる教育、組織、管理運営を行う。選択分野における中級レベルのスポーツ実践が求められる。 第二段階(学士レベル)は、技術改善、トレーニング、管理者研修を行う。第一段階取得から2年以上経過している者が対象。 第三段階は、専門家、第二段階取得から4年以上経過している者を対象とする。ハイレベルのスポーツ実施者には特別条件が設けられる。	全スポーツ共通の科目(生体力学、生理学、教育心理学、教育心理など)は、試験合格または知識に関する平常点評価、あるいはDEUG(大学一般課程修了証書)STAPS取得をもつて同等の知識を取得したとみなす。試験合格者、評価取得者、特定分野の単位制教育修了者は、選択スポーツの専門教育が受けられる。単位制という柔軟な制度により、免状取得と就職の準備を並行して行うことができる。	第一段階:380時間 第二段階:300時間 第三段階:不明	BEEsを取得すると団体、企業、地方公共団体での勤務が可能であり、あるいは独立して働くこともできる。取得等級に応じて以下のような職業が選べる。 ・スポーツ教員またはインストラクター ・スポーツ種目の指導者養成・コーチまたは技術部長
BP JEPS 青少年・民衆教育・スポーツ職業免許	団体、スポーツクラブ、企業、地方公共団体における(専門)推進員の職業を目的とする。	本免状は構成単位に組み入れ可能な10単位の取得、あるいは経験の習得を証明することによって交付される。	最低期間(入門教育期間):600時間	スポーツ分野では、有給で専門領域での身体・スポーツ活動の指導を行う。 一般向けジャーナルでは、常勤で年少者を受け持つ。特定の補完単位を組み合わせている場合は他の分野も担当する。 その他に地方公務員の身体・スポーツ活動教員採用試験を受験でき、地方推進員試験に応じて、地方公務員の推進員試験も受験できる。	

略称	内容	取得条件	教育内容	教育期間	職業／雇用者
DE JEPS 青少年・民衆教育・スポーツ国家免許	現在、内容を検討中である。本免状は取得分野における技術コーディネーターまたはコーチ職に必要な能力を有していることを証明する。	前提条件は各専門分野の条令で定められている。	本免状は構成単位に組み入れ可能な 4 単位の取得、あるいは経験の修得を証明することによって交付される。 取得準備は入門教育、実習、または継続職業教育によつて行う。	入門教育には最低 1200 時間を充て、うち 700 時間は研修センターで学ぶ。	本免状を取得すると、団体(1 クラブまたは複数のクラブ)の管理職に就くことができる。
DES JEPS 青少年・民衆教育・スポーツ高等國家免許	現在内容を検討中である。BEEES 第二段階および DE-DPAD をこの資格に移行する可能性がある。 DES JEPS は取得分野におけるプロジエクト・ディレクター、組織の幹部、またはスポーツ部長職に必要な能力を有していることを証明する。 本免状はレベル II (Bac+3 バカラレア取得後 3 年)に分類される。	前提条件は各専門分野の条令で定められている。	本免状は構成単位に組み入れ可能な 4 単位の取得、あるいは経験の修得を証明することによって交付される。 取得準備は入門教育、実習、または継続職業教育によつて行う。	入門教育には最低 1200 時間を充て、うち 700 時間は研修センターで学ぶ。	本免状を取得すると管理職に就くことができ、以下の資格を修得することができる。 ・成果計画の策定 ・トレーニングシステムの指導 ・スポーツプロジェクトの指導 ・トレーニングシステムの評価 ・育成者の養成活動の組織化
BAPAAT 青少年・スポーツ専門推進員助手職業適性免許	レベル V(CAP, BEP, BEPC など)に相当する国家免状。スポーツ活動および社会文化活動の推進と指導能力取得の第一段階を表している。		教育は研修センターと実習の場で交互に行われる。 実習は以下の 3 カ所から選択する。 ・青少年・子ども向けレジャー ・一般向けレジャー ・野外活動 技術／社会文化面の支援を行う者が少なくとも 1 人配置される。	教育期間は 1500 時間から 2000 時間設けられており、一般教養、技術知識、専門知識を学ぶ。	スポーツ団体、青少年団体、コミュニケーション・センター、パルンス・観光関連の組織に職員として勤務できる。上級レベルの免状取得者(BP JEPS, DE JEPS, DES JEPS)である上司の指導責任の下で推進員の役割を果たすことも可能である。また、推進員助手または身体活動の実行者の地方公務員試験を受験することもできる。

略称	内容	取得条件	教育内容	教育期間	職業／雇用者
DEDPAD 推進・開発 計画デイレク ター国家免 状	廃止				
BEATEP 民衆教育 青少年専門 推進員国家 免許	廃止				
DEFA 推進職国家 免状	廃止				

(出所)

- Circulaire 92-196, 3 juillet 1992, Ministère de l' Education Nationale et de la Culture (検索 : 2012年1月)  
<https://mentor.adc.education.fr/ex1-doe/scanbo/MENE9250275C.pdf>
- Tableau B de l' annexe à l' arrêté du 30 juillet 1965, Arrêté du 30 juillet 1972, décret du 15 juin 1972, loi du 4 juillet 1990, Ministère de la Jeunesse et des Sports (検索 : 2012年1月)  
<http://www.sports.gouv.fr/index/metiers-et-formations/reglementation/la-reglementation-des-diplomes/brevets-d-etat-d-educateur-sportif/textes-communs/brevets-et-diplomes/lois-et-reglements-abroges/diplomes-ouvrant-droit-a-1-355/arrete-du-30-juillet-1965-modifie>

図表 3-11 スポーツ省交付「スポーツ、青少年、市民生活」分野の教員免状に関する詳細な統計

免状の内容とレベル	2005	2009	変動率
スポーツ免状	10,069	11,444	14%
BEES 第一段階	7,814	4,627	-41%
BP JEPS スポーツ専門	1,643	4,775	191%
DE JEPS スポーツ上級	0	1467	
BEES 第二段階	612	486	-21%
DE JEPS スポーツ活動専門	0	89	
STAPS 学士以上	10,387	ND	
スポーツ社会学免状	1,144	912	-20%
BAPAAT	1,138	901	-21%
DEDPAD	6	11	83%
推進員免状	3,275	4,213	29%
BEATEP	2,397	0	-100%
BP JEPS 文化社会推進専門	537	2,884	437%
DE JEPS 文化社会推進専門	0	88	
DES JEPS 文化社会推進専門	0	263	
DEFA	34	193	468%

(出所)

- Circulaire 92-196, 3 juillet 1992, Ministère de l' Education Nationale et de la Culture  
(検索：2012年1月)  
<https://mentor.adc.education.fr/ex1-doc/scanbo/MENE9250275C.pdf>
- Tableau B de l' annexe à l' arrêté du 30 juillet 1965, Arrêté du 30 juillet 1965, décret du 15 juin 1972, loi du 4 juillet 1990, Ministère de la Jeunesse et des Sports (検索：2012年1月)  
<http://www.sports.gouv.fr/index/metiers-et-formations/reglementation/la-reglementation-des-diplomes/brevets-d-etat-d-educateur-sportif/textes-communs/brevets-et-diplomes/lois-et-reglements-abroges/diplomes-ouvrant-droit-a-1-355/arrete-du-30-juillet-1965-modifie>

### 3.4. 体育・スポーツ活動中の事故

#### 3.4.1. 事故の把握方法について

フランスでは、スポーツ事故に関して一律の補償制度は適用されておらず、また体育およびスポーツ活動の実践に対して保険による保証を行う義務はない。一部、スポーツクラブや大会主催者に対する保険に関する取り決めはあるものの、基本的には、個人の加入は任意となっている。したがって、補償制度から、体育・スポーツ活動の事故発生状況を把握することはできない。

体育活動中の事故に関しては、国立教育施設安全・利便性監察局 (l'Observatoire national de la sécurité et de l'accessibilité des établissement d'enseignement) が調査を行い、報告書を公表していることから、主にその調査結果を対象に、体育活動中の事故に関するデータを把握することとした。また、当該調査報告書においては、一部、衛生監視研究所 (l'Institut de veille sanitaire) のデータが引用されている。

**図表 3-12 フランスにおける死亡事故および障害事故の把握方法**

把握方法	対象年齢	対象となる活動	対象となる事故
国立教育施設安全・利便性監察局の調査	6～18 歳	学校管理下の体育の授業	怪我。死亡事故は含まない。
衛生監視研究所の調査	すべての年代	学校管理下の体育活動および、地域スポーツ活動等の両方を含む。	死亡事故、怪我を含む。ただし、区分はできない。

#### 3.4.2. 国立教育施設安全・利便性監察局の調査について

##### (1) 国立教育施設安全・利便性監察局の調査の概要

国立教育施設安全・利便性監察局 (l'Observatoire national de la sécurité et de l'accessibilité des établissement d'enseignement) は、2008–2009 年の期間に体育の授業中発生した 12,672 件の事故を調査した。

総括として、同監察局は以下の点を指摘している。

- ・ 小学校では、事故の大半は CE2 (初級科 2 年) から CM2 (中級科 2 年) の女子児童に生じている。分析によると、実施されている種目別では、事故の大多数は幼稚園の体操の授業において発生している。一方、小学校の授業では徒競走での事故が最も多い。また水泳における事故は CP (準備科) と CE 1 (初級科 1 年) に多発している。
- ・ 中学校では、事故の大半は第 6 学年から第 4 学年の女子生徒の間で発生していて、種目は体操、バスケットボールとハンドボールである。
- ・ 高校 (普通教育課程) では、最も代表的な種目はバレーボール、バスケットボールとハンドボールである。負傷した部位の大半は、足首、指、膝である。

## (2) 調査結果

国立教育施設安全・利便性監察局の調査結果は、以下のとおりである。

## ① 小学校

図表 3-13 フランスの小学校の体育における事故発生状況(発生場所別)

発生場所	人数	割合
体育館	644	32%
体育のグラウンド	336	17%
室内トレーニングルーム	363	18%
競技場	273	14%
野外活動	169	8%
プール	124	6%
プール周辺	63	3%
更衣室	33	2%
計	2,005	100%

## ② 中学校

図表 3-14 フランスの中学校の体育における事故発生状況(発生場所別)

発生場所	人数	割合
体育館	3,665	61%
体育グラウンド	818	14%
室内トレーニングルーム	778	13%
競技場	284	5%
野外活動	224	4%
プール	140	2%
プール周辺	111	2%
更衣室	35	1%
計	6,055	100%

## ③ 高等学校(普通課程)

図表 3-15 フランスの高等学校(普通過程)の体育における事故発生状況(発生場所別)

発生場所	人数	割合
体育館	3,123	68%
体育グラウンド	487	11%
室内トレーニングルーム	723	16%
競技場	82	2%

発生場所	人数	割合
野外活動	54	1%
プール	35	1%
プール周辺	89	2%
更衣室	19	0%
計	4,612	100%

## (3) 調査結果（同調査における衛生監視研究所のデータの引用部分）

衛生監視研究所では、年間 900,000 件以上のスポーツ事故を調査し、その結果から、全国の事故発生件数を推定している。そのうち、2004 年度のデータが引用されている。

## ① 用語の定義

## ■ 発生場所

大項目	小項目
交通域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道、歩行者専用道</li> <li>・高速道路</li> <li>・都市部の公道</li> <li>・バスターミナル、バス停留所、地下鉄駅、鉄道区域内、貨物ターミナルなど</li> <li>・埠頭、誘導路、港湾地域の車両通行路</li> <li>・その他の交通域内</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車専用レーン</li> <li>・都市部以外の公道</li> <li>・不特定の道路</li> <li>・不特定の交通域内</li> </ul>
住居	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台所</li> <li>・浴室、洗面所</li> <li>・その他住居屋内</li> <li>・住宅地域の遊び場</li> <li>・私道、駐車場、ガレージ、車庫、小道、遊歩道</li> <li>・その他および不特定の住居区域内</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居間、寝室</li> <li>・屋内階段</li> <li>・住居屋外</li> <li>・庭</li> </ul>
生産地域および専門活動域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農場、菜園</li> <li>・鉱山、採石場、砂利採取場など</li> <li>・公共工事場所</li> <li>・倉庫、保管所、ガレージや道路網を含む</li> <li>・その他の生産地域および専門活動域内</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林および森林開発植林地</li> <li>・工房、工場、造船所</li> <li>・工事中の建物および道路</li> <li>・官公庁</li> <li>・不特定の生産地域および専門活動域内</li> </ul>
小売店、商業地およびサービス提供所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商店、大規模店舗および小売店、販売所、露天商</li> <li>・民間サービス提供所</li> <li>・その他の小売店、商業地およびサービス提供場所</li> <li>・不特定の小売店、商業地およびサービス提供場所</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホテル、モーテル、家族経営のペンション</li> </ul>
教育施設、受け入れセンターおよび一般市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもおよび青少年のデイケアセンター</li> <li>・校庭</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校、大学、中学校</li> <li>・受け入れセンター関連の遊び場</li> </ul>

大項目	小項目	
民受け入れ施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般市民の使用可能な建物および施設</li> <li>・治療院、長期療養所、障害者向け施設</li> <li>・その他の教育施設、受け入れセンターおよび一般市民受け入れ施設</li> <li>・不特定の教育施設、受け入れセンターおよび一般市民受け入れ施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院、診療所、医療社会センター</li> <li>・軍用施設</li> </ul>
スポーツ施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ専用室、体育館</li> <li>・プール</li> <li>・陸上競技場</li> <li>・スキーおよび登山施設</li> <li>・不特定のスポーツ施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動場(屋外)</li> <li>・調馬場、馬術場</li> <li>・屋内スケート場、スケートリンク</li> <li>・その他のスポーツ施設</li> </ul>
レジャーおよびレクリエーション施設、公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レストラン、カフェテリア、パブ</li> <li>・映画館、劇場、コンサートホール</li> <li>・公園の遊び場など</li> <li>・屋内／屋外の観覧席</li> <li>・その他のレジャーおよびレクリエーション施設、公園</li> <li>・不特定のレジャーおよびレクリエーション施設、公園</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ディスコ、ジャズクラブ、ダンスクラブ</li> <li>・遊園地など</li> <li>・公共公園</li> </ul>
野外活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未耕作地</li> <li>・海水浴場、干潮時に現れる海水浴場を含む</li> <li>・氷冠、氷河</li> <li>・軍事教練場</li> <li>・不特定の野外活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャンプ場</li> <li>・その他の野外活動</li> </ul>
海、湖、川	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海、海峡</li> <li>・小川、大河、川、支流、運河</li> <li>・沿岸設備</li> <li>・その他の海および湿地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・湖</li> <li>・船舶</li> <li>・浮氷、氷山、氷原</li> <li>・不特定の海および湿地</li> </ul>
その他不特定の場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他の場所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不特定の場所</li> </ul>

### ■事故原因

大項目	小項目	
打撲、転落による衝突	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平面上のつまずきによる転落、同一の高さからの転落</li> <li>・階段内、または階段上からの転落</li> <li>・低所(1メートル未満)からの転落／落下</li> <li>・その他の打撲、衝突、転落</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高所(1メートル以上)からの転落／落下</li> <li>・不特定の打撲、衝突、転落</li> </ul>
打撲、物体、人間または動物との衝突	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動物体との接触</li> <li>・人間との接触(切り傷、咬み傷、刺し傷を除く)</li> <li>・動物との接触(切り傷、咬み傷、刺し傷を除く)</li> <li>・その他の接触</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静止物体との接触</li> <li>・不特定の接触</li> </ul>

大項目	小項目	
挫傷、切り傷、穿孔	<ul style="list-style-type: none"> <li>・つまみ傷、挫傷</li> <li>・のこぎりによる切り傷</li> <li>・破裂、穿孔</li> <li>・その他の挫傷、切り傷、穿孔</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・切り傷</li> <li>・裂傷</li> <li>・動物／人間／虫による咬み傷／刺し傷</li> <li>・不特定の挫傷、切り傷、穿孔</li> </ul>
人体の穴の中の異物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目の中の異物</li> <li>・口の中の異物</li> <li>・その他の穴の中の異物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鼻の中の異物</li> <li>・耳の中の異物</li> <li>・不特定の穴の中の異物</li> </ul>
窒息	<ul style="list-style-type: none"> <li>・首の締め付け</li> <li>・水没および水没に類似した状態</li> <li>・酸素の薄い空気の呼吸</li> <li>・不特定の窒息</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・呼吸器官の妨害</li> <li>・胸部の圧迫</li> <li>・その他の窒息</li> </ul>
化学反応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固体による腐食</li> <li>・気体による腐食</li> <li>・固体による中毒</li> <li>・気体による中毒</li> <li>・その他の化学反応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・液体による腐食</li> <li>・不特定の腐食</li> <li>・液体による中毒</li> <li>・不特定の中毒</li> <li>・不特定の化学反応</li> </ul>
熱による結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱い液体</li> <li>・熱い物体</li> <li>・不特定の熱</li> <li>・低体温(体全体または一部)</li> <li>・その他の熱による結果</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・蒸気</li> <li>・火、炎</li> <li>・不特定の低温</li> <li>・接触による冷却</li> <li>・不特定の熱による結果</li> </ul>
電気／光線および他のエネルギー波による結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電流との接触</li> <li>・はんだ付けのビーム</li> <li>・音響</li> <li>・その他の輻射線</li> <li>・他の電気／光線および他のエネルギー波による結果</li> <li>・不特定の電気／光線および他のエネルギー波による結果</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電弧との接触</li> <li>・他の光線</li> <li>・振動</li> </ul>
体全体または一部の急性疲労	<ul style="list-style-type: none"> <li>・押す／引く動作に伴う急性疲労</li> <li>・掴む動作に伴う急性疲労</li> <li>・外的要因を伴わない急性疲労(誤った動作を含む)</li> <li>・その他の急性疲労</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持ち上げる動作に伴う急性疲労</li> <li>・ひねる／回る動作に伴う急性疲労</li> <li>・不特定の急性疲労</li> </ul>
その他不特定の負傷原因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他の負傷原因</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不特定の負傷原因</li> </ul>	

## ■競技

大項目	小項目
陸上競技	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハーダルのないトラック走</li> <li>・マラソン</li> <li>・ジョギング</li> <li>・その他の徒競走</li> <li>・槍投げ</li> <li>・円盤投げ</li> <li>・その他の投擲</li> <li>・走り高跳び</li> <li>・走り幅跳び</li> <li>・その他の跳躍</li> <li>・重量挙げ</li> <li>・その他の重量挙げの動作</li> <li>・筋肉トレーニング</li> <li>・その他の筋肉トレーニング／ボディビルディング</li> <li>・その他の陸上競技</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハーダル走</li> <li>・オリエンテーリング・レース、クロスカントリー</li> <li>・ウォーキング</li> <li>・不特定の徒競走</li> <li>・砲丸投げ</li> <li>・ハンマー投げ</li> <li>・不特定の投擲</li> <li>・棒高跳び</li> <li>・三段跳び</li> <li>・不特定の跳躍</li> <li>・クリーン（重量挙げの動作の一つ）</li> <li>・不特定の重量挙げの動作</li> <li>・ボディビルディング</li> <li>・不特定の筋肉トレーニング／ボディビルディング</li> <li>・不特定の陸上競技</li> </ul>
体操	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他の用具を使わない体操</li> <li>・鉄棒（体操）</li> <li>・平均台（体操）</li> <li>・あん馬</li> <li>・肋木</li> <li>・その他の用具を使う体操</li> <li>・こん棒（体操）</li> <li>・ボール（体操）</li> <li>・その他の手具を使う体操</li> <li>・その他のエアロビクス</li> <li>・その他の体操</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不特定の用具を使わない体操</li> <li>・段違い平行棒</li> <li>・つり輪（体操）</li> <li>・トランポリン</li> <li>・綱渡り（体操）</li> <li>・不特定の用具を使う体操</li> <li>・手具輪（体操）</li> <li>・縄跳び（体操）</li> <li>・不特定の手具を使う体操</li> <li>・不特定のエアロビクス</li> <li>・不特定の体操</li> </ul>
ラケット、バット、 ステイックを用い たスポーツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テニス</li> <li>・ピンポン、卓球</li> <li>・不特定のラケット競技</li> <li>・クリケット</li> <li>・その他のバット競技</li> <li>・グラスホッケー</li> <li>・バンディ</li> <li>・ローラーホッケー</li> <li>・カモージー</li> <li>・不特定のステイック競技</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バドミントン</li> <li>・その他のラケット競技</li> <li>・野球</li> <li>・テーク（「キャンプボール」）</li> <li>・不特定のバット競技</li> <li>・アイスホッケー</li> <li>・リンクバンディ</li> <li>・ハーリング</li> <li>・その他のステイック競技</li> <li>・スカッシュ</li> </ul>

大項目	小項目		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラケットボール</li> <li>・不特定のインドアスポーツ(ラケット使用)</li> <li>・他のラケット、バット、スティックを用いたスポーツ</li> <li>・不特定のラケット、バット、スティックを用いたスポーツ</li> </ul>		
ウォーター・ポロを除くボールを用いたチーム競技	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サッカー</li> <li>・アメリカンフットボール</li> <li>・他のフットボール</li> <li>・ハンドボール(屋外)</li> <li>・他のハンドボール</li> <li>・バレーボール(通常)</li> <li>・不特定のバレーボール</li> <li>・他のバスケットボール</li> <li>・他のボールを用いたチーム競技</li> </ul> </td> <td style="width: 50%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ラグビー</li> <li>・ゲールフットボール</li> <li>・不特定のフットボール</li> <li>・ハンドボール(室内)</li> <li>・不特定のハンドボール</li> <li>・他のバレーボール</li> <li>・バスケットボール(通常)</li> <li>・不特定のバスケットボール</li> <li>・不特定のボールを用いたチーム競技</li> </ul> </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サッカー</li> <li>・アメリカンフットボール</li> <li>・他のフットボール</li> <li>・ハンドボール(屋外)</li> <li>・他のハンドボール</li> <li>・バレーボール(通常)</li> <li>・不特定のバレーボール</li> <li>・他のバスケットボール</li> <li>・他のボールを用いたチーム競技</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラグビー</li> <li>・ゲールフットボール</li> <li>・不特定のフットボール</li> <li>・ハンドボール(室内)</li> <li>・不特定のハンドボール</li> <li>・他のバレーボール</li> <li>・バスケットボール(通常)</li> <li>・不特定のバスケットボール</li> <li>・不特定のボールを用いたチーム競技</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・サッカー</li> <li>・アメリカンフットボール</li> <li>・他のフットボール</li> <li>・ハンドボール(屋外)</li> <li>・他のハンドボール</li> <li>・バレーボール(通常)</li> <li>・不特定のバレーボール</li> <li>・他のバスケットボール</li> <li>・他のボールを用いたチーム競技</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラグビー</li> <li>・ゲールフットボール</li> <li>・不特定のフットボール</li> <li>・ハンドボール(室内)</li> <li>・不特定のハンドボール</li> <li>・他のバレーボール</li> <li>・バスケットボール(通常)</li> <li>・不特定のバスケットボール</li> <li>・不特定のボールを用いたチーム競技</li> </ul>		
格闘技	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定のボクシング</li> <li>・グレコローマンレスリング</li> <li>・他のレスリング</li> <li>・柔術</li> <li>・柔道</li> <li>・剣道</li> <li>・他のアジアの格闘技</li> <li>・フェンシング(ラピエール)</li> <li>・他のフェンシング</li> <li>・他の格闘技</li> </ul> </td> <td style="width: 50%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不特定のボクシング</li> <li>・プロレスリング</li> <li>・不特定のレスリング</li> <li>・空手</li> <li>・合気道</li> <li>・テコンドー</li> <li>・不特定のアジアの格闘技</li> <li>・フェンシング、サーブル</li> <li>・不特定のフェンシング</li> <li>・不特定の格闘技</li> </ul> </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定のボクシング</li> <li>・グレコローマンレスリング</li> <li>・他のレスリング</li> <li>・柔術</li> <li>・柔道</li> <li>・剣道</li> <li>・他のアジアの格闘技</li> <li>・フェンシング(ラピエール)</li> <li>・他のフェンシング</li> <li>・他の格闘技</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不特定のボクシング</li> <li>・プロレスリング</li> <li>・不特定のレスリング</li> <li>・空手</li> <li>・合気道</li> <li>・テコンドー</li> <li>・不特定のアジアの格闘技</li> <li>・フェンシング、サーブル</li> <li>・不特定のフェンシング</li> <li>・不特定の格闘技</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定のボクシング</li> <li>・グレコローマンレスリング</li> <li>・他のレスリング</li> <li>・柔術</li> <li>・柔道</li> <li>・剣道</li> <li>・他のアジアの格闘技</li> <li>・フェンシング(ラピエール)</li> <li>・他のフェンシング</li> <li>・他の格闘技</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不特定のボクシング</li> <li>・プロレスリング</li> <li>・不特定のレスリング</li> <li>・空手</li> <li>・合気道</li> <li>・テコンドー</li> <li>・不特定のアジアの格闘技</li> <li>・フェンシング、サーブル</li> <li>・不特定のフェンシング</li> <li>・不特定の格闘技</li> </ul>		
モーターのない車輪を用いたスポーツ、動物が引く乗り物を除く	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車ロードレース</li> <li>・マウンテンバイク</li> <li>・他の自転車競技</li> <li>・ローラースケート</li> <li>・スケートボード</li> <li>・不特定のスケート／スキー／ボード</li> <li>・不特定の車輪を用いたスポーツ</li> </ul> </td> <td style="width: 50%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車トラックレース</li> <li>・アクロバット自転車</li> <li>・不特定の自転車競技</li> <li>・ローラースキー</li> <li>・他のスケート／スキー／ボード</li> <li>・他の車輪を用いたスポーツ</li> </ul> </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車ロードレース</li> <li>・マウンテンバイク</li> <li>・他の自転車競技</li> <li>・ローラースケート</li> <li>・スケートボード</li> <li>・不特定のスケート／スキー／ボード</li> <li>・不特定の車輪を用いたスポーツ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車トラックレース</li> <li>・アクロバット自転車</li> <li>・不特定の自転車競技</li> <li>・ローラースキー</li> <li>・他のスケート／スキー／ボード</li> <li>・他の車輪を用いたスポーツ</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車ロードレース</li> <li>・マウンテンバイク</li> <li>・他の自転車競技</li> <li>・ローラースケート</li> <li>・スケートボード</li> <li>・不特定のスケート／スキー／ボード</li> <li>・不特定の車輪を用いたスポーツ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車トラックレース</li> <li>・アクロバット自転車</li> <li>・不特定の自転車競技</li> <li>・ローラースキー</li> <li>・他のスケート／スキー／ボード</li> <li>・他の車輪を用いたスポーツ</li> </ul>		
機械を用いたスポーツ、スキースクーターを除く	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路上の自動車競技(ラリー)</li> <li>・他の自動車競技</li> <li>・モーター付き乗り物レース</li> <li>・モトクロス</li> <li>・不特定のオートバイ競技</li> <li>・不特定のカート競技</li> <li>・不特定の機械を用いたスポーツ</li> </ul> </td> <td style="width: 50%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーキット内の自動車競技</li> <li>・不特定の自動車競技</li> <li>・レース</li> <li>・他のオートバイ競技</li> <li>・特定のカート競技</li> <li>・他の機械を用いたスポーツ</li> </ul> </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路上の自動車競技(ラリー)</li> <li>・他の自動車競技</li> <li>・モーター付き乗り物レース</li> <li>・モトクロス</li> <li>・不特定のオートバイ競技</li> <li>・不特定のカート競技</li> <li>・不特定の機械を用いたスポーツ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サーキット内の自動車競技</li> <li>・不特定の自動車競技</li> <li>・レース</li> <li>・他のオートバイ競技</li> <li>・特定のカート競技</li> <li>・他の機械を用いたスポーツ</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路上の自動車競技(ラリー)</li> <li>・他の自動車競技</li> <li>・モーター付き乗り物レース</li> <li>・モトクロス</li> <li>・不特定のオートバイ競技</li> <li>・不特定のカート競技</li> <li>・不特定の機械を用いたスポーツ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サーキット内の自動車競技</li> <li>・不特定の自動車競技</li> <li>・レース</li> <li>・他のオートバイ競技</li> <li>・特定のカート競技</li> <li>・他の機械を用いたスポーツ</li> </ul>		

大項目	小項目
動物を使ったスポーツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗馬</li> <li>・クロスカントリー、障害物なし</li> <li>・その他の馬術</li> <li>・ギャロップレース</li> <li>・障害物競馬</li> <li>・その他の競馬</li> <li>・ポロ</li> <li>・不特定の騎馬スポーツ</li> <li>・アジリティー競技</li> <li>・不特定のドッグレース</li> <li>・不特定の動物を使ったスポーツ</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・跳躍、馬術</li> <li>・クロスカントリー、障害物あり(軍隊)</li> <li>・不特定の馬術</li> <li>・トロットレース</li> <li>・クロスカントリー競馬</li> <li>・不特定の競馬</li> <li>・その他の騎馬スポーツ</li> <li>・グレイハウンドレース</li> <li>・その他のドッグレース</li> <li>・その他の動物を使ったスポーツ</li> </ul>
ウインターポート、バイアスロンを除く	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クロスカントリースキー</li> <li>・スラローム</li> <li>・ボブスレースキー</li> <li>・その他のスキー</li> <li>・リュージュ、通常</li> <li>・その他のリュージュ</li> <li>・アイススケート</li> <li>・スピードスケート</li> <li>・その他のスケートスポーツ</li> <li>・スキースクーター</li> <li>・不特定のスキースクーター</li> <li>・不特定のアイスウインドサーフィン</li> <li>・不特定のウインターポート</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滑降</li> <li>・ジャンプ</li> <li>・スノーボード</li> <li>・不特定のスキー</li> <li>・ボブスレー</li> <li>・不特定のリュージュ</li> <li>・フィギュアスケート</li> <li>・ウンドスケート</li> <li>・不特定のスケートスポーツ</li> <li>・その他のスキースクーター</li> <li>・特定のアイスウンドサーフィン</li> <li>・その他のウインターポート</li> </ul>
水上スポーツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プールでの水泳</li> <li>・ウォーターポロ</li> <li>・その他の水泳</li> <li>・用具を着けない素潜り</li> <li>・潜水服を着けたダイビング</li> <li>・その他の水中スポーツ</li> <li>・カヌー</li> <li>・ボートレース</li> <li>・不特定のボート／カヌー競技</li> <li>・ウンドサーフィン</li> <li>・不特定のセーリング競技</li> <li>・ウォータースクーター</li> <li>・その他のモーター</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・野外での水泳</li> <li>・飛び込み(高所から)</li> <li>・不特定の水泳</li> <li>・シノーケリング</li> <li>・水中ホッケー</li> <li>・不特定の水中スポーツ</li> <li>・カヤック</li> <li>・その他のボート／カヌー競技</li> <li>・ヨット</li> <li>・その他のセーリング競技</li> <li>・モーター付きカヌー</li> <li>・ジェットスキー</li> <li>・不特定のモーター</li> </ul>

大項目	小項目
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定のウォータースキー</li> <li>・特定のサーフィン(セールなし)</li> <li>・川でのラフティング</li> <li>・不特定のラフティング</li> <li>・不特定の水上スポーツ</li> <li>・不特定のウォータースキー</li> <li>・不特定のサーフィン(セールなし)</li> <li>・その他のラフティング</li> <li>・その他の水上スポーツ</li> </ul>
スカイスポーツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハングライダー</li> <li>・滑空</li> <li>・不特定の自由飛行</li> <li>・その他のパラシューティング</li> <li>・熱気球</li> <li>・不特定の熱気球</li> <li>・不特定のバンジージャンプ</li> <li>・特定のパワーフライト(エンジン付きフライトを含む)</li> <li>・不特定のパワーフライト(エンジン付きフライトを含む)</li> <li>・その他のスカイスポーツ</li> <li>・三角翼機</li> <li>・その他の自由飛行</li> <li>・パラシューティング</li> <li>・不特定のパラシューティング</li> <li>・その他の熱気球</li> <li>・その他のバンジージャンプ</li> <li>・不特定のスカイスポーツ</li> </ul>
武器を用いたスポーツ、フェンシングを除く	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ピストル射撃</li> <li>・野外射撃</li> <li>・その他の射撃</li> <li>・アーチェリー</li> <li>・その他のアーチェリー</li> <li>・投げ矢(通常)</li> <li>・不特定の投げ矢</li> <li>・不特定の武器を用いたスポーツ</li> <li>・小銃射撃</li> <li>・クレー射撃</li> <li>・不特定の射撃</li> <li>・アーバレット</li> <li>・不特定のアーチェリー</li> <li>・その他の投げ矢</li> <li>・その他の武器を用いたスポーツ</li> </ul>
円球を用いたスポーツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定のゴルフ</li> <li>・ボウリング</li> <li>・ロードボウリング</li> <li>・不特定のボールとピンを用いたスポーツ</li> <li>・クリケット</li> <li>・ペタンク</li> <li>・不特定の円球を用いたスポーツ</li> <li>・不特定のゴルフ</li> <li>・グラスボウリング</li> <li>・その他のボールとピンを用いたスポーツ</li> <li>・ビリヤード</li> <li>・ボッチャ</li> <li>・その他の円球を用いたスポーツ</li> </ul>
登攀スポーツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロッククライミング</li> <li>・他の山の登攀スポーツ</li> <li>・洞窟登攀</li> <li>・不特定の洞窟探検</li> <li>・不特定の壁の登攀</li> <li>・不特定の登攀スポーツ</li> <li>・懸垂下降</li> <li>・不特定の山の登攀スポーツ</li> <li>・他の洞窟探検</li> <li>・特定の壁の登攀</li> <li>・他の登攀スポーツ</li> </ul>
ダンス競技	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラシックダンス、バレエ</li> <li>・サロンダンスなど</li> </ul>

大項目	小項目
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロックダンス</li> <li>・不特定のダンス</li> <li>・不特定のダンス競技</li> </ul>
複合スポーツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バイアスロン</li> <li>・ペンタスロン</li> <li>・他の複合競技</li> <li>・他の複合スポーツ</li> </ul>
その他不特定の陸上競技、スポーツと運動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フィッシングスポーツ</li> <li>・特定の陸上競技、他のスポーツと体操</li> <li>・不特定の陸上競技、他のスポーツと体操</li> </ul>

■外傷（負傷）

大項目
衝突
挫傷、斑状出血
擦過傷、擦り傷
創傷
骨折
脱臼
捻挫、筋違い、ねじり
神経の外傷
血管の外傷
腱と筋肉の外傷
挫傷
切断
中毒
火傷、熱湯による（熱傷）
腐食（化学反応）
感電
放射（太陽光線、X線など）
凍傷
窒息
診断可能な外傷なし
他の外傷
不特定の外傷

② 年代別

図表 3-16 衛生監視研究所の調査におけるスポーツ活動中の事故件数および全国の発生件数の推定

年齢	総数	男女比率(男性／女性)	国内総数推定
0-14 歳	13,314	1,64	380,000
15-24 歳	9,556	3,14	290,000
25-34 歳	4,623	4,18	130,000
35 歳以上	4,486	2,24	110,000

③ 競技別

図表 3-17 衛生監視研究所の調査におけるスポーツ活動中の事故件数(競技別)

スポーツ	男	女	合計
チームスポーツ	11,397	2,334	13,731
自転車、ローラースケート	4,347	1,953	6,300
ウィンタースポーツ	1,824	1,320	3,144
格闘技	1,153	427	1,580
体操	451	837	1,288
騎馬スポーツ	253	951	1,204
陸上競技	675	509	1,184
ウォータースポーツ	386	717	1,103
ラケット競技	702	362	1,064
その他	839	559	1,398

④ 活動場所別(15 歳未満)

図表 3-18 衛生監視研究所の調査における 15 歳未満のスポーツ活動中の事故件数(活動場所別)

場所	割合
スポーツ・遊び場	59%
交通域	16%
教育・公共の場	14%
自然環境	5%
住居	5%
その他	1%

⑤ 活動場所別(15歳以上)

図表 3-19 衛生監視研究所の調査における15歳以上のスポーツ活動中の事故件数(活動場所別)

場所	割合
スポーツ・遊び場	63%
交通域	17%
教育・公共の場	13%
自然環境	3%
住居	2%
その他	2%

⑥ 原因別

図表 3-20 衛生監視研究所の調査における各競技の事故原因

スポーツ	転倒、落下	打撲	挫傷、切り傷、穿孔	異物	急性肉体疲労	その他
陸上競技	59.50%	10.80%	3.50%	0.40%	18.90%	6.90%
体操	62.40%	13.30%	1.00%	0.10%	16.20%	7.00%
ラケット競技	48.10%	22.70%	1.70%	0.40%	20.10%	7.00%
チームスポーツ	42.00%	36.30%	1.00%	0.10%	13.50%	7.20%
格闘技	49.20%	34.70%	1.10%	0.10%	8.70%	6.30%
自転車、ローラースケート	90.60%	5.20%	1.20%	0.10%	1.30%	1.60%
騎馬スポーツ	81.40%	12.50%	3.40%	0.00%	1.20%	1.50%
ワインタースポーツ	83.20%	6.00%	1.30%	0.00%	6.90%	2.60%
ウォータースポーツ	48.20%	26.60%	7.40%	0.50%	8.70%	8.60%
その他	57.00%	18.00%	3.10%	0.90%	14.10%	7.00%
計	60.00%	22.80%	1.60%	0.10%	10.10%	5.40%

## (7) 傷害種別

図表 3-21 衛生監視研究所の調査における各競技の事故(傷害別)

スポーツ	衝撃、ショック	挫傷	創傷	骨折	捻挫	その他
陸上競技	13%	34%	12%	10%	27%	3%
体操	9%	28%	17%	4%	37%	5%
ラケット競技	14%	31%	13%	9%	28%	4%
チームスポーツ	7%	36%	17%	5%	30%	4%
格闘技	10%	24%	21%	3%	39%	3%
自転車、ローラースケート	4%	10%	27%	24%	29%	7%
騎馬スポーツ	4%	9%	29%	6%	41%	11%
ウィンタースポーツ	6%	19%	29%	8%	32%	5%
ウォータースポーツ	18%	11%	13%	28%	23%	8%

## (8) 治療法別

図表 3-22 衛生監視研究所の調査における各競技の事故(治療法別)

スポーツ	診察、治療	事後検査	入院
陸上競技	62%	34%	3%
体操	54%	41%	5%
ラケット競技	50%	44%	6%
チームスポーツ	50%	47%	3%
格闘技	52%	43%	4%
自転車、ローラースケート	48%	42%	11%
騎馬スポーツ	52%	31%	17%
ウィンタースポーツ	28%	56%	16%
ウォータースポーツ	60%	35%	5%

### 3.5. 責任制度、スポーツ実践をカバーする保険と賠償方法

#### 3.5.1. 責任制度、スポーツ活動を付保する保険、スポーツ中の事故における賠償方法

##### (1) スポーツ実施者の責任制度と保険加入の義務

責任制度においては、スポーツ事故に関して特定の制度は適用されておらず、また体育およびスポーツ活動の実践に対して保険による保証を行う義務はない。

しかしながら、スポーツ実施中に引き起こされた、あるいは負った損害の金銭面の影響は重い負担になるため、当該個人はその負担を引き受けることができない。

##### (2) スポーツ実施者を対象とした保険

スポーツ実施者を対象として、クラブ、大会、レジャーについて、以下のような取り決めがある。

###### ① クラブ

スポーツ活動を提供する主催者は、全参加者の民事賠償責任を対象とする団体保険契約に加入する義務がある。<sup>1</sup>

さらに、スポーツ団体とスポーツ推進組織は、実施者に自らの行為により生じた損害を対象とする個人保険補償への加入の利点を説明しなければならない。（事故、負傷等）

スポーツ活動の主催者は、参加者に個人保険の団体契約への加入を提案する際に、加入は任意<sup>2</sup>であることを明言した上で、以下の項目を実施しなければならない。

- ・ スポーツ実施者に対し個人保険団体契約に加入することを勧める。
- ・ 保険業社により確立された情報の概要をスポーツ実施者に渡す。
- ・ 保険料と任意保険の特徴を説明する。
- ・ 補完的な個人賠償により保険内容を補うことが可能であるとスポーツ実施者に伝える。

しかしながら下記の場合は、保険補償の個人加入は義務であり、請求に基づき行政機関によって証明されなければならない。<sup>3</sup>

- ・ レジャーとして行う潜水漁獵は、他者に与えた損害を対象とする保険が必要である
- ・ 任意参加の校外教育活動の場合、自己または他者に与えた損害を対象とする保険が必要である。

<sup>1</sup> 1984年7月16日付法律(改正),第VIII章(<http://admi.net/jo/loi84-610.html>)およびスポーツ法(スポーツ実践)第III卷第II編:L321-1条以降

Loi du 16 juillet 1984 (modifiée), chapitre VIII (<http://admi.net/jo/loi84-610.html>) et Titre II du Livre III du code du Sport (Pratique sportive) : articles L 321-1 et suivants

<sup>2</sup> スポーツ法L321-6条 Article L 321-6 du Code du Sport

<sup>3</sup> スポーツ法L321-3条 Article L 321-3 du Code du Sport

## ② スポーツ大会

- 民事賠償責任: スポーツ実施者は、連盟資格を取得することで連盟により保険がかけられる。
- 身体損害: スポーツ実施者に事故に対する個人保険を提案しなければならないが、実施者が加入を拒否することもできる。個人契約保険に加入している場合、スポーツ大会での事故を対象としているか確認しなければならない。

## ③ レジャー活動(非公式の実践)

スポーツ実施者の民事賠償責任は、個人保険に加入している場合のみ補償される。この場合の保険はレジャーとしての潜水漁獵を除いては任意加入である。またその他の補償を含んだ契約に項目が含まれていることもある（一般的な趣味活動に関する保険、家庭民事賠償責任保険、住居保険等）。

身体的損害は、以下のような保険により保証される。

- 住宅総合保険契約における保証部分の拡大。
- 特別な契約（個人事故、子供の学校外保険）。
- GAV（生活における事故を補償する保険）契約。

## (3) 学校における体育およびスポーツ活動を対象とした保険<sup>4</sup>

### ① 体育授業時のスポーツ実施

#### a. 学校教育保険

児童・生徒の両親は、子どもに保険をかけるために、学校教育保険への加入が可能である。学校教育保険は、児童・生徒が第三者に与えた損害、また損害を受けた際の補償に適用される。保険は以下の項目を補償する。

- 民事賠償責任の補償（与えた損害）
- 身体的事故の補償（受けた損害）

一般的な規定の場合、この保険は、任意であるが大いに推奨されている<sup>5</sup>。さらに、この保険はいくつかの状況下においては義務である（教育機関によって企画された任意の活動：語学研修滞在、研修授業、一般的な任意の課外活動）

これらの補償は両親が採用した方式によって、以下のいずれかに適用される。

- 学校教育活動と学校と自宅の通学路の往復（学校教育保険）
- 趣味の活動やバカンス期間も含め、年間を通して全ての場所で行われる活動（学校外保険）

### ② 授業外のスポーツ実施

ASによって企画された活動では、生徒の民事賠償責任は、団体によって義務的に加入させられた保険補償の対象となっている。

小学校が実施し、1人または複数の教師により引率される任意の校外活動においては、生徒の

<sup>4</sup> [http://media.education.gouv.fr/file/Guide\\_juridique/35/3/fiche-43\\_reparation-dommages-lies-accidents-eleves\\_62353.pdf](http://media.education.gouv.fr/file/Guide_juridique/35/3/fiche-43_reparation-dommages-lies-accidents-eleves_62353.pdf)

<sup>5</sup> <http://www.education.gouv.fr/cid34/la-vie-scolaire-sante-et-assurances-scolaires.html#les-assurances-scolaires>

民事賠償責任は、親権保持者が義務として個人的に加入した保険の補償対象となっている。

#### (4) 負傷したスポーツ実施者への賠償金

他者により負傷を受けたスポーツ実施者は、賠償金を受け取るために、この人物の過失を証明しなければならない（民法典 1382、1383 条）。ただし損害が物体（キーのストック、スケート靴等）や動物によって引き起こされた場合を除く。この場合、物体または動物の管理者が責任を負う。（民法第 1384-1、1385 条）

##### ① 不特定責任

スポーツ実施者が損害被害者の場合（落馬等）でいかなる責任者も特定できない場合、補完的補償を所有している場合に限り賠償金が支払われる（個人事故保険、日常生活上の事故保険等）。

##### ② 特定責任

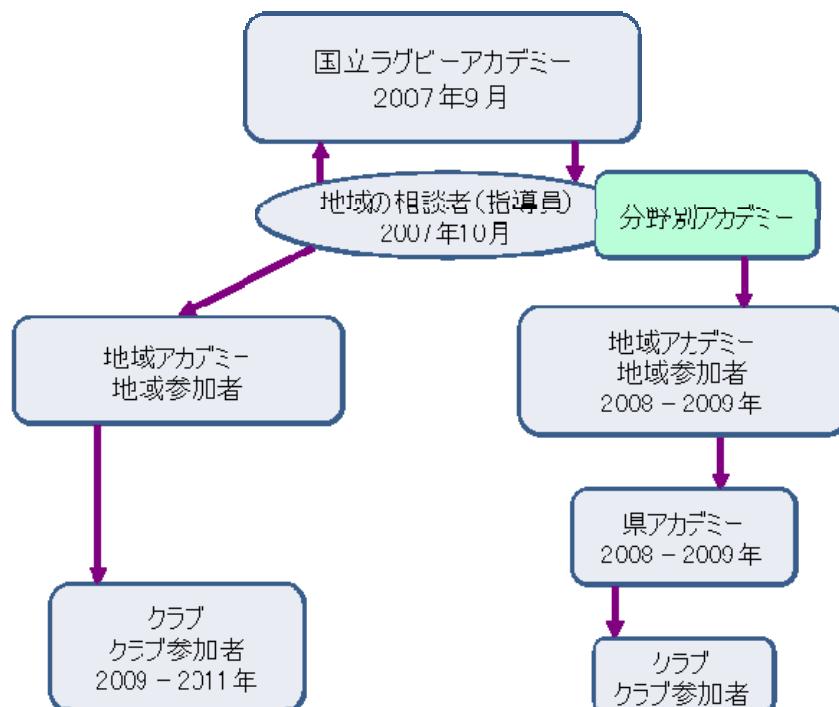
負傷したスポーツ実施者がその被害証明を報告できる場合、スポーツクラブやスポーツ実施者等が責任者として特定可能ならば、こうした責任者はスポーツ実施者に対して賠償金を支払わなければならない。

### 3.6. 事故防止に効果を上げている取組事例

#### 3.6.1. ラグビー「安全プロジェクト」

ラグビーでは、2007年から「安全プロジェクト」を実施している。プロジェクトの概要および実施内容は、以下のとおりである。

図表 3-23 安全プロジェクト 2007-2011 年プロジェクト構成



<2007-2008年：情報伝達>

- ・ 地域指導員の採用（約60人）
- ・ 地域指導員の研修
- ・ 委員会における情報伝達

<2008-2009年：枠組の構築>

- ・ 委員会による地方アカデミーの設立（約650人の専門家を全国で招集）
- ・ 教育と関与の内容
- ・ 筋肉強化課程
- ・ スクラム指導適性証書

<2009-2010年：実行>

- 国立アカデミー

- ・ ラグビー連盟公式ウェブサイトに安全と第1列アカデミーについての文書を掲載
- ・ コーチ向けにスクラムのDVDを送付（少年男子および女子の映像）
- ・ U13-U15 向け安全講習（内容および選手の指導）
- ・ 第1列のアカデミー商標（ヨークと「1 クラブ 1 ヨーク」プロジェクトの実施）

○ 委員会

- ・ 地域参加者の養成（現地での再編成、参加への同伴）
- ・ クラブ参加の計画、組織、実行
- ・ レフェリー安全デーに参加できるよう、レフェリー担当のアカデミー指導員を任命
- ・ 2010年3月に向けて、U13-U15 の安全講習の計画

<2010-2011年：定着>

- ・ クラブの第1列全員の指導に当たるよう、クラブは参加者1人を養成し適性証書を授与
- ・ 試合に参加するための第1列の競技者向け技術パスポート（医療パスポートの補完）
- ・ U15 の競技者がシニアからさらに上のレベルに進めるよう指導
- ・ U17、U19、およびシニア競技者向けスクラム規則の改正

「安全デー」は2007年から2009年まで開催され、全国で毎年7,500人を超えるコーチと指導者（1クラブあたり約4.5人）が参加した。2009-2010年にも再度開催されている。各ラグビーチームから、ラグビースクール責任者および各チーム1人以上の指導者が、参加した。安全デーの主な内容は、以下のとおりである。

- ・ 筋肉強化（頸部筋肉強化プログラム）
- ・ ラグビー向けウォーミングアップ：医師、物理療法士、体育活動専門家によって作成され、足首、膝、肩、頸部の負傷を予防するプログラム
- ・ 競技運営：安全な環境の整備を目的とする、大人、ジュニア、ラグビースクールにおける競技運営の手順の提示（競技者、レフェリー、指導者を対象とする）

### 3.6.2. 水泳「泳ぎを覚えよう」活動

複数の調査から、フランス人は水中・水上スポーツに熱心であるという結果が得られている。しかし、第6学年の生徒を対象とした調査では、2人に1人が泳げないと判明している。<sup>6</sup>また、衛生監視研究所によると、2009年に実施した調査では、この年の水難者1,652人のうち1,366人が水難事故によるものであり、事故者には12歳未満の子どもが298人含まれ、うち54人が溺死している。<sup>7</sup>「泳ぎを覚えよう」活動の概要は、以下のとおりである。

#### a. 目的：

2008年に開始され、毎夏実施されているこの活動が当初掲げた目標は、第6学年の全生徒が泳ぎを覚えること、また2012年以降は毎年10万人の子どもを指導することであった。

#### b. 活動内容

「泳ぎを覚えよう」は、水泳を3つの「段階」に分け、7歳から12歳までの子ども全員に無料で教えるプログラムである。

プログラムの最終段階である第3「段階」では、子どもに以下の能力を修得させる。

- ・ 入水（飛び込み）
- ・ バランス（その場に10秒間とどまる）
- ・ 伏し浮き
- ・ 背浮き
- ・ 潜水

#### c. 構成

活動内容は以下のとおりである。

- ・ 水泳の修得には最低でも1時間の練習を15回、1日あたり1回の割合で少なくとも週5日を行う。
- ・ 泳げない子ども8人から12人までを1グループとする。
- ・ 7歳から12歳までを対象とする。
- ・ 費用は一律15ユーロの登録料・保険料（全国同一料金）を除き、子ども全員に対して無料とする。
- ・ 限定的ではないが、社会的に困難な状況にある住民、または農村部の住民を優先しなければならない。

#### d. 2010年度活動総括

2010年度活動総括は、以下のとおりである。

<sup>6</sup> [http://www.ffnatation.fr/webffn/ffn\\_savoirnager.php?idact=ffn&go=ope](http://www.ffnatation.fr/webffn/ffn_savoirnager.php?idact=ffn&go=ope)

<sup>7</sup> [http://www.invs.sante.fr/publications/2010/noyades\\_2009/rapport\\_noxyades\\_2009.pdf](http://www.invs.sante.fr/publications/2010/noyades_2009/rapport_noxyades_2009.pdf)

- ・ 実施団体:111 団体が「泳ぎを覚えよう」活動を導入した施設 114 カ所で講習を実施した(2008 年:62 団体、63 施設 2009 年:105 団体、107 施設)。「泳ぎを覚えよう」活動に登録した施設の 77% (107 カ所のうち 82 カ所) が、2010 年にも活動を継続している(2009 年は 75%)。
- ・ 3,113 人が、今回の第 3 段階の講習に参加した。2009 年と比較して参加者数は 18%増加し、2008 年から人数はほぼ倍増している。この 3 年間に講習に参加した人数は合計 7,291 人となる。
- ・ 2010 年度に「泳ぎを覚えよう」活動を実施した施設 114 カ所には、1 カ所あたり平均 27.3 人の子どもが参加した。

特記事項は以下のとおり :

- ・ 7 歳から 10 歳までの子どもが全参加者の 75%を占める。
- ・ 2010 年度の講習では 7 歳から 12 歳までの子どもを優先的に対象としていたが、主催者は 6 歳の子どもの参加も認め、その人数は全参加者の 11%にあたる。
- ・ 同様に、6 歳未満の子どもと 13 歳以上の子どもを合わせると全参加者の 1%にのぼる。

### 3.6.3. 柔道「フランス柔道連盟の情報発信」

フランス柔道連盟は、会報『Dojo info』で、保険の重要性と予防策に関して、定期的に情報発信を行っている。

図表 3-24 会報『Dojo info』の表紙



また連盟パートナー企業である共済組合 SMI と協同して、公式サイトの一部を事故防止に割いている。

図表 3-25 (誌面)覚えておきたい 10 の決まり



情報誌『santé forme』ではスポーツ実施者の健康に関する記事をたびたび取り上げている。

図表 3-26（誌面）柔道家の頸椎：保護とトレーニングの方法

**Le rachis cervical du judoka : une structure à protéger et à entretenir**

**Quelques notions de base sur le rachis cervical**

Le rachis cervical ou rachis vertébral cervical est constitué de 7 vertèbres articulées entre elles ou formant un ensemble avec les vertèbres thoraciques. Il existe 2 types de rachis cervical : C1 et l'axe C2 et le rachis cervical inférieur comprenant, en particulier, toutes les articulations entre les vertèbres thoraciques et l'ensemble des rachis postérieurs globalement son rôle.

Le rachis cervical a pour fonction principale de soutenir la tête (tête et cou) et de permettre à celle-ci d'orienter dans l'espace avec une grande précision. Telle que la direction des organes des sens et à l'opposé de la tête, il peut se mouvoir dans de multiples directions et ceci en permanence. Le couplage rachis cervical est particulièrement amovible.

Cette colonne cervicale comporte deux amplitudes, mobilité et solidité, grâce à un système articulaire en une articulation synoviale et synarthrosique.

Le rachis cervical est une zone très riche en récepteurs proprioceptifs dont le rôle est capital dans la régulation du

**Pathologies et symptômes**

Il existe plusieurs pathologies possibles au niveau du rachis cervical :

- Pathologie dégénérative : lésions de l'interligne articulaire, lésions de la moelle ou des racines nerveuses, lésions de la membrane articulaire, lésions de la moelle ou des racines nerveuses.
- Pathologie traumatisante : fractures, luxations, lésions de la moelle ou des racines nerveuses.
- Pathologie infectieuse : maladie de Lyme, tuberculose, etc.
- Pathologie tumorale : tumeur bénigne ou médiocre, tumeur maligne.

Les symptômes ressentis par le sportif sont très variés. Par exemple, un judoka qui souffre d'un rachis cervical après une chute dans ce contexte traumatique, doit bénéficier de toutes les règles de prévention et de protection de l'entraînement immédiatement. Un avis médical n'impose pas.

Si le rachis cervical est atteint par une pathologie chronique, il faut toutefois être prudent.

Il s'agit principalement d'entorses bénignes nécessitant un traitement médical adapté, volontaires anatomo-génétiques ou involontaires. L'entorse peut être le résultat d'une mauvaise technique de préparation ou de manque de précaution. L'entorse peut également être le résultat d'un accident avec régularité de l'activité ou quelques semaines.

La douleur peut être permanente, l'échaudement de qualité et un travail spécifique de renforcement musculaire avec des exercices personnels peuvent aider à l'occurrence d'une récidive de judo.

L'entorse a également eu lieu et prend en compte la prévention pour éviter une récidive.

Rigobert Ruffo du rachis cervical : 1-3

**Les entorses cervicales**

Elles correspondent à des lésions des ligaments, des capsules articulaires et des disques.

Le rachis cervical est un mouvement fondé de flexion ou d'extension, au juste en général par traumatisme direct, sauf pour l'extension et l'hyperextension, qui peuvent entraîner des lésions de rotation et d'incision.

Les lésions anatomo-génétiques sont variables : pour l'entorse bénigne, il existe une lésion des ligaments et des capsules articulaires. À l'opposé, à l'entorse grave correspond une rupture de ligament et de capsule articulaire qui peuvent aboutir à une instabilité avec risque de troubles neurologiques.

En matière d'entorse cervicale, il n'y a pas de proportionnalité entre

**Les symptômes ressentis par le sportif et le rachis cervical**

les symptômes ressentis par le sportif et le rachis cervical. Par exemple, un judoka qui souffre d'un rachis cervical après une chute dans ce contexte traumatique, doit bénéficier de toutes les règles de prévention et de protection de l'entraînement immédiatement. Un avis médical n'impose pas.

Si le rachis cervical est atteint par une pathologie chronique, il faut toutefois être prudent.

Il s'agit principalement d'entorses bénignes nécessitant un traitement médical adapté, volontaires anatomo-génétiques ou involontaires. L'entorse peut être le résultat d'une mauvaise technique de préparation ou de manque de précaution. L'entorse peut également être le résultat d'un accident avec régularité de l'activité ou quelques semaines.

La douleur peut être permanente, l'échaudement de qualité et un travail spécifique de renforcement musculaire avec des exercices personnels peuvent aider à l'occurrence d'une récidive de judo.

L'entorse a également eu lieu et prend en compte la prévention pour éviter une récidive.

Rigobert Ruffo du rachis cervical : 1-3

**Entorse cervicale : dégénérescence ou entorse cervicale**

Le rachis cervical est une pathologie répandue et d'une grande banalité dans la population de plus de 40 ans. En soi, elle peut être bénigne, mais il existe des facteurs de risques et des facteurs aggravants, notamment en position extrême.

Il n'y a pas de lien entre la pratique sportive et le rachis cervical, mais il existe une corrélation entre les signes ressentis par le sportif, les constatations à l'examen clinique et les signes radiologiques.

Cette pathologie dégénérative correspondant à une « usure » peut concerner le public compétiteur ou de loisirs, mais aussi les personnes de longue annexion de pratique intensive. Dans ce contexte, outre les mesures préalablement évoquées, il convient de faire attention à l'activité, renforcement musculaire

**SANTÉ FORME**

vous pourrez trouver suffisamment d'éléments concernant la pathologie aiguë en chronicité du rachis cervical d'origine traumatologique et non traumatologique. Les facteurs de risques et les facteurs aggravants sont nombreux, mais leur efficacité et les risques sont variables. Quels qu'ils soient, il convient d'en prendre en compte.

On insiste sur les limites de la pratique sportive et les recommandations pour la tenue avec des règles générales de pratique régulières, adaptées, sécurisées et progressives. Il existe également des exercices de longue annexion de pratique intensive. Dans ce contexte, outre les mesures préalablement évoquées, il convient de faire attention à l'activité, renforcement musculaire

**Professeurs, Athlètes, Judokas**

Garanties spécialement étudiées pour la FFJudo

SMI Service Marketing Section Judo 2, rue de Laborde 75374 Paris Cedex 08

www.mutuelle-smi.com

0 820 013 020

W'sport

### 3.6.4. フランス体操連盟

体操連盟では、保険加入の可能性、およびパートナー企業である保険会社アリアンツとの保険契約の利点を強調している。<sup>8</sup>

同時に、公式サイトでは以下のアドバイスを行っている。

- ・ ウォーミングアップ
- ・ トレーニング
- ・ 医療
- ・ 栄養

### 3.6.5. 学校内の活動「教育省通達」

法的な枠組は、主として 1984 年 7 月 16 日付法律（2000 年 7 月 7 日改正）によって規定されている。2004 年 7 月 13 日付通達<sup>9</sup>では、事故防止における教師の義務に関して以下のとおり注意を喚起している。

- ・ 体育教育プログラムでは、いかなる場合でも事故および損害の客観的危険性が徹底的に排除されるように、実施条件を考慮した活動を取り上げること。

<sup>8</sup> [http://www.ffgym.com/ffgym/faire\\_de\\_la\\_competition/l\\_entraiment](http://www.ffgym.com/ffgym/faire_de_la_competition/l_entraiment)

<sup>9</sup> <http://www.education.gouv.fr/bo/2004/32/MENE0401637C.htm>

- ・事故原因についての最新の研究では、最も深刻な事故の潜在的要因が、環境、用具および生徒に行わせた練習の内容によると判明したこと。

a. 施設整備 :

前述の通達では、事故防止を目的とする施設整備の規定について以下のとおり定義している。

- ・体育教育と教育スポーツは、専門施設または整備された施設、大半の場合規格化された施設において行われる。体育館やプールなどのスポーツ施設は、公衆受け入れ設備(ERP)の規定に則ったもので、規定に準拠しているかを確認する手順は周知され、その手順に従うこと。
- ・上記の点検および定期検査の内容を証明する書類は、教育機関の構成員が容易に閲覧できるようにしておくこと。
- ・体育活動によっては、スポーツ施設に適用される法律を順守せず、自由に使用できる施設で行う場合もある。この場合、特別な規定はないが、該当設備の使用条件を地方当局に確認しなければならない。

b. 使用する用具 :

- ・用具は、規格化当局の定義に沿った品質と安全性の最低基準を満たしていかなければならない。
- ・また、市場の中央委員会の勧告によって、体育授業の活動用に製造された用具の品質基準が規定される。
- ・体育教師は用具が整頓されているか、生徒が本来の目的から離れた使い方をしていないか監視しなければならない。
- ・あらゆる欠陥は、用具整備責任者に書面で通知しなければならない。
- ・教師を支援するため、国立初等教育・高等教育施設安全監察局はインターネット上で閲覧可能な指針を複数発表している。

c. 教師の役割 :

- ・監視義務：教師は、準備および授業中にも常に監視を実施しなければならない。
- ・通知義務：新学年が開始すると、教師は、生徒向けの安全情報の通知に充分な時間を充てなければならない。

## 4. 調査結果（ドイツ）

### 4.1. 学校管理下の体育活動

#### 4.1.1. 教育課程における体育について

ドイツは連邦国家であり、文教権は各州が有するが、各州教育大臣連絡協議会(Kultusminister-Konferenz)では、教育課程について全国的な調整を図っており、体育の授業については3時間/週を勧告している。それを受け、例えばフランクフルト等の都市を抱えるヘッセン州では、以下のように体育の位置づけおよび時間数を設定している。

図表 4-1 ヘッセン州における体育の位置づけおよび時間数等

校種	年齢	位置づけ	時間数	備考
基礎学校	6~9	必修	3時間／週を上限として設定	実施の仕方は学校の裁量に任されている
ハウプトシユーレ	10~15	必修	5~8年生:3時間／週 9~10年生:2時間／週	実施の仕方は学校の裁量に任されている
実科学校	10~16	必修	6年間で週当たり時間数合計16時間 (例えば、1~4年は3時間／週、5~6年は2時間／週)	実施の仕方は学校の裁量に任されている
ギムナジウム	10~18/19	必修 必修選択・コース制	5~6年生:2年間で週当たり時間数合計6時間 7~9年生:3年間で週当たり時間数合計8時間 10~11年生:体育を主要教科に選択した場合3時間／週、選択しない場合2時間／週 12年生:体育を主要教科に選択した場合5時間／週、選択しない場合2時間／週	実施の仕方は学校の裁量に任されている 必修選択・コース制は高学年(10~12年生)のみ

(出所)

- ・「SPRINT 学校体育調査」(ドイツスポーツ連盟、2006年)
- ・ヘッセン州教育省ホームページ(検索:2012年1月)

<http://www.kultusministeium.hessen.de>

#### 4.1.2. 運動部活動に類する制度について

ドイツでは、運動部活動に該当する活動はないが、類する授業外スポーツ活動が盛んに行われている。具体的な内容は州によって異なるが、例えばヘッセン州では以下のようない活動が展開されている。

図表 4-2 ヘッセン州における授業外スポーツ活動

活動種別	活動概要
全日制プログラム	「協定書」(出所参照)において、毎日何らかの運動・ゲーム・スポーツプログラムを実施することが奨励されている。具体的な活動内容は、各学校の裁量による。
競技会	ドイツ学校体育財団(Deutsche Schulsportstiftung)が運営する学校チーム間対抗の競技会であり、全国レベルの大会まで存在する。
Schule und Verein	地域のスポーツクラブが、学校に指導者を派遣し、希望する子どもへ指導する。
Arbeitsgemeinschaft	同好会のようにスポーツ活動をするもので、体育教師やスポーツクラブの指導者が希望する子どもへ指導する。公式な競技会等はない。

(出所)

- ・ヘッセン州教育省ホームページ（検索：2012年1月）  
<http://www.kultusministeium.hessen.de>
- ・ヘッセン州保護者会ホームページ（検索：2012年1月）  
[www.leb-hessen.de](http://www.leb-hessen.de)
- ・「学童の終日に渡る世話に関する学校とスポーツ団体の協働についてのヘッセン州教育省、ヘッセン州内務およびスポーツ省、ヘッセン州スポーツ連盟、ヘッセンスポーツユーティリティ間での枠組み協定書」(Rahmenvereinbarung zwischen dem hessischen Kultusministerium, dem Hessischen Ministerium des Innern und für Sport, dem Landessportbund Hessen e.V. und der Sportjugend Hessen über die Zusammenarbeit von Schulen und Sportorganisationen in der Ganztagsbetreuung von Schülerinnen und Schülern) (2005)

## 4.2. 青少年の地域スポーツクラブ等

### 4.2.1. 地域スポーツクラブの概要について

ドイツにおける地域スポーツクラブの概要は、以下のとおりである。

図表 4-3 ドイツにおける地域スポーツクラブの概要

クラブや制度の名称		クラブ数等
(1)	法人格を持つ地域スポーツクラブ (単種目と多種目クラブ)	91,250 クラブ以上(2011年11月現在) 会員 2,370 万人程度 サッカー、体操、テニス、射撃・弓、陸上など 62 種目の競技団体がある
(2)	スポーツ少年団 Deutsche Sportjugend	26 歳までの会員 950 万人程度 種目は、(1)と同様多岐にわたる

(出所)

- ・「DOSB-Bestandserhebung vom 15.11.2011」(ドイツオリンピックスポーツ連盟、2011)  
<http://www.dosb.de/de/service/downraod-center/statistiken/>

#### 4.2.2. 制度上の位置づけと特徴について

##### (1) 法人格を持つ地域スポーツクラブ

ドイツでは、法人格（e.V.）を有するスポーツクラブが、各州のスポーツ連盟種目別競技団体を通じてドイツオリンピックスポーツ連盟（DOSB）に加盟している。民間組織である DOSB の活動は、原則的にボランティアにより自主運営され、「組織化されたスポーツ」と呼ばれている。

##### (2) スポーツ少年団

スポーツ少年団とは、(1)の「法人格を持つ地域スポーツクラブ」のうち、26才までの子ども・青少年の社会教育を行う青少年団体として、州の青少年育成・青少年社会教育所管省より認可を受けたスポーツクラブである。子ども・青少年スポーツの社会における代弁者・窓口として、学校体育の改善などについても発言している。

(出所)

- ・「DOSB-Bestandserhebung vom 15.11.2011」（ドイツオリンピックスポーツ連盟、2011）  
<http://www.dosb.de/de/service/downraod-center/statistiken/>

### 4.3. 指導者

#### 4.3.1. 教育課程における体育および運動部活動の指導者について

学校体育の授業は、原則的に教員免許をもった学校教員が行う。基礎学校では、体育の専任教員ではなく、クラス担任が体育の授業を受け持つことが多いが、これを補うため外部の指導者を招いて授業に当たることもある（選択必修で特殊な種目を行う場合は、基本的に外部の指導者が招かれる）。外部指導者に対しては、州教育省の一組織である「学校スポーツ指導者中央継続教育機関」（Zentrale Fortbildungseinrichtung für Sportlehrkräfte des Landes）が200時間の講習会を提供し、修了者に対して資格を付与する。なお、外部の指導者に対する報酬は制度化されておらず、基本的には学校と指導者の間で個別契約がなされる。

例えばヘッセン州では、指導者の種別等について以下のように整理される。

図表 4-4 ヘッセン州における体育の指導者

種別	雇用形態	報酬	指導可能な範囲	教員免許以外の資格
学校の教職員	常勤・公務員	有給	体育と授業外活動	内容により一部必要
学校の教職員	常勤・非公務員	有給	体育と授業外活動	内容により一部必要
学校の教職員	非常勤・非公務員	有給	体育と授業外活動	内容により一部必要
外部の指導員	常勤	有給	体育と授業外活動	必要
外部の指導員 (※)	非常勤	有給、無給 双方あり	授業外活動	内容により一部必要

※ クライミング、カヌーなどリスクのある種目については、1人で指導を行うことはできない

(出所)

- ・ヘッセン州学校スポーツ指導員中央継続教育機関ホームページ（検索：2012年1月）  
[http://www.hessen.de/irj/HKM\\_Internet?cid=cb73e19ae221b2d7e40f040e75aea8a3](http://www.hessen.de/irj/HKM_Internet?cid=cb73e19ae221b2d7e40f040e75aea8a3)
- ・ヘッセンスポーツユーゲント「学校とスポーツ」担当科長 Stephan Schulz-Allgie 氏インタビュー（2012年1月実施）

#### 4.3.2. 地域のスポーツクラブ等の指導者について

91,250 の地域スポーツクラブを基礎としたドイツの民間スポーツにおける指導者の養成は、その統括団体であるドイツオリンピックスポーツ連盟 (DOSB) が 97 の加盟競技団体とともに基準を策定し、その基準に従って当該 97 競技団体が研修・試験等を行っている (DOSB は、養成内容について検定を実施する)。研修・試験等を通過した人は、最終的に DOSB から認定証 (ライセンス) を交付され、それをもって指導者としての活動に当たることが可能となる。ライセンスは、複数段階から構成されており、以下のように整理できる。（下段ほど資格レベルが高い）

図表 4-5 ドイツにおける地域のスポーツクラブ等の指導者資格

資格名称	資格概要	養成基準
(1) ライセンス(C)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯スポーツ一般実技指導者</li> <li>・生涯スポーツ種目別実技指導者（トレーナーC）</li> <li>・競技スポーツ種目別実技指導者（トレーナーC）</li> <li>・青少年指導者</li> <li>・クラブマネージャーC</li> </ul>	最低 120 単位の研修と 検定試験  ※1 単位:45 分間相当 (以下、同様)
(2) ライセンス(B)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯スポーツ一般指導者</li> <li>・予防スポーツ実技指導者</li> <li>・リハビリスポーツ実技指導者</li> <li>・全日制学校実技指導者</li> <li>・生涯スポーツ種目別指導者（トレーナーB）</li> <li>・競技スポーツ種目別実技指導者（トレーナーB）</li> <li>・クラブマネージャーB</li> </ul>	最低 60 単位の研修と検定試験
(3) ライセンス(A)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯スポーツ種目別トレーナーA</li> <li>・競技スポーツ種目別トレーナーA</li> </ul>	最低 90 単位の研修と検定試験
(4) ライセンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ディプロムトレーナー</li> <li>・DOSB スポーツ理療士</li> </ul>	プロ指導者養成機関である DOSB トレーナーアカデミーでの 1 年半の集中講義と 3 年間の分割授業、検定試験

図表 4-6 ドイツにおける地域のスポーツクラブ等の指導者資格

	Exercise Instructor (EI) for Sports for All/ Mass Sports (Interdisciplinary)	Trainer for Sports for All/ Mass Sports (sport-specific)	Trainer for competitive sport (sport-specific)	Youth Leader (YL)	Club Manager (CM)	DOSB Sports Physiotherapy
4. LICENCE LEVEL			Diploma Coach** (trainer with state- recognized diploma)			DOSB Sports Physiotherapy**+
3. LICENCE LEVEL (A) min. 90 LU*		Trainer-A for Sports for All/ Mass Sports (sport-specific/ one sport)	Trainer-A for competitive sport (sport-specific/ one sport)			
2. LICENCE LEVEL (B) min. 60 LU	EI-B for Sports for All/ Mass Sports (Interdisciplinary)  EI-B Sports as a means of Prevention  EI-B Sports for Rehabilitation	Trainer-B for Sports for All/ Mass Sports (sport-specific/ one sport)	Trainer-B for competitive sport (sport-specific/ one sport)		Club Manager-B	
1. LICENCE LEVEL (C) min. 30 LU	Exercise Instructor-C for Sports for All/ Mass Sports (Interdisciplinary)	Trainer-C for Sports for All/Mass Sports (sport-specific/ one sport)	Trainer-C for competitive sport (sport-specific/ one sport)	Youth Leader	Club Manager-C	
<i>For Exercise Instructors, Trainers, Youth Leaders: A part equivalent to at least 30 LU of basic multi-sports (interdisciplinary) qualification</i>						
PRE-LICENCE QUALIFICATIONS without DOSB-Licence)	e.g. Assistant to Exercise Instructor, Group Assistant	e.g. Trainer Assistant, Group Assistant		e.g. Youth Leader Assistant, Group Assistant		

(出所)

- ・ ドイツオリンピックスポーツ連盟指導者養成のハンドブック 「DOSB|Bildung und Qualifizierung」（ドイツオリンピックスポーツ連盟、2010）
- ・ DOSB|Education and Qualification (英語版) ウェブ公開ページ (検索 : 2012 年 3 月)  
[http://www.dosb.de/fileadmin/fm-dosb/arbeitsfelder/Ausbildung/downloads/Broschueren/Flyer\\_Qualifizierungssystem\\_der\\_Sportorganisationen\\_englisch.pdf](http://www.dosb.de/fileadmin/fm-dosb/arbeitsfelder/Ausbildung/downloads/Broschueren/Flyer_Qualifizierungssystem_der_Sportorganisationen_englisch.pdf)

## 4.4. 体育・スポーツ活動中の事故

### 4.4.1. 死亡事故および障害事故の把握方法について

ドイツの連邦法である「社会法典 (Sozialgesetzbuch)」の第 7 編「法定事故保険 (Gesetzliche Unfallversicherung)」では、学校事故が発生した場合、公法上の保険機関 (事故金庫: Unfallkasse) が児童生徒本人または遺族に補償することを定めている。当該保険機関の連盟組織であるドイツ社会事故保険 (Deutsche Gesetzliche Unfallversicherung) が、学校事故統計 (Statistik Schülerunfallgeschehn) を整備しているため、当該組織のホームページ内で公表されている統計情報および 2011 年 12 月に発表した 2010 年の学校事故統計 (Statistik Schülerunfallgeschehn 2010) を調査対象とした。

#### 4.4.2. 学校事故統計 (Statistik Schülerunfallgeschehn) について

##### (1) 学校事故統計の概要

前述のとおり、ドイツでは、学校で発生した事故についてドイツ社会事故保険が統計を整備しており、ホームページ (<http://www.dguv.de/content/index.jsp>)において公表しているほか、毎年報告書「学校事故統計」を発表している。

##### (2) 学校事故統計における事故の定義

学校事故統計における事故の定義は、以下のとおりである。

**図表 4-7 学校事故統計の事故の定義**

区分	定義
事故	幼稚園・保育園段階から高等教育段階までの体育の授業において発生した事故のうち、医療機関による手当を必要としたあるいは死亡に至った事故。
死亡事故	事故発生後、30日以内に死亡に至った件数

##### (3) 学校事故統計の参照における留意点

学校事故統計については、以下の点に留意が必要である。

**図表 4-8 学校事故統計の参照における留意点**

年代	・幼稚園・保育園段階から高等教育段階まで幅広い年代を対象としており、区分が不明確。(一部、年齢別統計あり)
死亡事故／障害事故	・事故の程度(重症度)による区分が不明確。

##### (4) 学校事故統計の結果

###### ① 全体の事故件数推移

体育事故件数全体の推移は、以下のとおりである。

**図表 4-9 学校事故統計による年別の事故件数**

年	体育事故件数	学校事故全体に占める割合(%)	1,000人当たり事故被害人数	体育事故のうち死亡事故件数
2005	574,455	44.89	33.02	4
2006	569,318	44.49	32.72	5
2007	552,083	43.63	31.97	1
2008	542,401	40.71	31.80	3
2009	506,023	40.46	29.64	1
2010	528,377	40.42	30.86	0

## ② 競技別の事故件数推移 1:球技

球技における事故件数の推移は、以下のとおりである。

図表 4-10 学校事故統計による球技の事故件数

年	体育事故件数	体育事故全体に占める割合(%)	1,000 人当たり事故被害人数
2005	292,165	56.68	16.79
2006	293,710	56.98	16.88
2007	276,485	56.05	16.01
2008	267,512	55.49	15.68
2009	242,520	54.17	14.21
2010	243,394	53.01	14.21

なお、2010 年の球技における事故の内訳（上位 6 種目）は、以下のとおりである。

図表 4-11 学校事故統計による球技の種目別事故割合(2010 年)

順位	種目	割合(%)	順位	種目	割合(%)
1	サッカー	35.0	4	ハンドボール	5.2
2	バスケットボール	18.8	5	ドッジボール	2.3
3	バレーボール	12.2	6	ホッケー	1.9

また、2010 年の球技における事故の特徴として、以下が報告されている。

- ・ハンドボール、バスケットボール、バレー、ドッジボールをプレーする際、性別、年齢、学校種に関係なく、ボールを受け取る時に最も事故が発生しやすいが、年齢が上がるに従って事故件数は減少する（ボールの扱いが上達するため）。
- ・サッカーは、転倒、他のプレーヤーとの接触、ボールがぶつかることが事故の主原因となる。
- ・部位別に見ると、サッカー以外では頭・指・手の障害が多く、次いで足（特に距腱関節）が多い。サッカーでは、足の障害が主である。
- ・種類別に見ると、打撲（による内出血）/震盪、捻挫（脱臼や肉ばなれを含む）、裂創が多い。

## ③ 競技別の事故件数推移 2:器械体操

器械体操における事故件数の推移は、以下のとおりである。

図表 4-12 学校事故統計による器械体操の事故件数

年	体育事故件数	体育事故全体に占める割合(%)	1,000 人当たり事故被害人数
2005	70,602	13.70	4.06
2006	69,350	13.45	3.99
2007	67,878	13.76	3.93
2008	65,336	13.55	3.83
2009	61,912	13.83	3.63
2010	60,085	13.09	3.51

なお、2010 年の器械体操における事故の内訳（上位 4 種目）は、以下のとおりである。

図表 4-13 学校事故統計による器械体操の種目別事故割合(2010 年)

順位	種目	割合(%)	順位	種目	割合(%)
1	木馬/鞍馬	17.8	3	平行棒	10.3
2	跳び箱	16.7	4	競技用トランポリン	8.0

また、2010 年の器械体操における事故の特徴として、以下が報告されている。

- ・性別、年齢、学校種に関係なく、跳び箱・木馬・鞍馬を跳ぶ演技で、器具を越えてまたは器具から跳んだ後の着地の時が絶対的に多いが、年齢が上がるに従って事故件数は減少する。
- ・平行棒と鉄棒では大抵の事故は、器具での演技の時に起きる。
- ・障害の部位・種類は対象器具により異なるが、四肢の打撲・震盪、捻り、骨折がほとんどである。トランポリンの事故では脊柱の障害が多い。

#### ④ 競技別の事故件数推移 3: 陸上競技

陸上競技における事故件数の推移は、以下のとおりである。

図表 4-14 学校事故統計による陸上競技の事故件数

年	体育事故件数	体育事故全体に占める割合(%)	1,000 人当たり事故被害人数
2005	40,331	7.82	2.32
2006	36,973	7.17	2.13
2007	34,778	7.01	2.01
2008	33,956	7.04	1.99
2009	31,889	7.12	1.87
2010	32,445	7.07	1.89

なお、2010 年の陸上競技における事故の内訳（上位 4 種目）は、以下のとおりである。

図表 4-15 学校事故統計による陸上競技の種目別事故割合(2010年)

順位	種目	割合(%)	順位	種目	割合(%)
1	長短距離	52.5	3	幅跳び	13.5
2	高跳び	21.4	4	ハードル/障害走	3.4

また、2010年の陸上競技における事故の特徴として、以下が報告されている。

- ・長短距離については、くじいたり、転倒した結果の障害が最も多い。部位別に見ると距腱関節と足の障害が、種類別にみると捻挫、打撲、震盪が多い。
- ・高跳びについては、着地の際の障害が最も多い。部位別に見ると距腱関節と足、首、脊柱、膝関節、下肢の障害が、種類別にみると捻挫、打撲、震盪が多い。

##### ⑤ 競技別の事故件数推移 4:水泳

水泳における事故件数の推移は、以下のとおりである。

図表 4-16 学校事故統計による水泳の事故件数

年	体育事故件数	学校事故全体に占める割合(%)	1,000人当たり事故被害人数	水泳事故のうち死亡事故件数
2005	11,729	2.04	0.68	2
2006	11,260	1.98	0.65	1
2007	9,852	1.78	0.57	1
2008	11,632	2.14	0.68	2
2009	10,868	2.15	0.64	1
2010	10,591	2.00	0.62	0

なお、2005年から2010年までの水泳事故について、性別・年齢別の件数は以下のとおりである。

図表 4-17 学校事故統計による水泳の性別・年齢別事故件数(2005年-2010年)

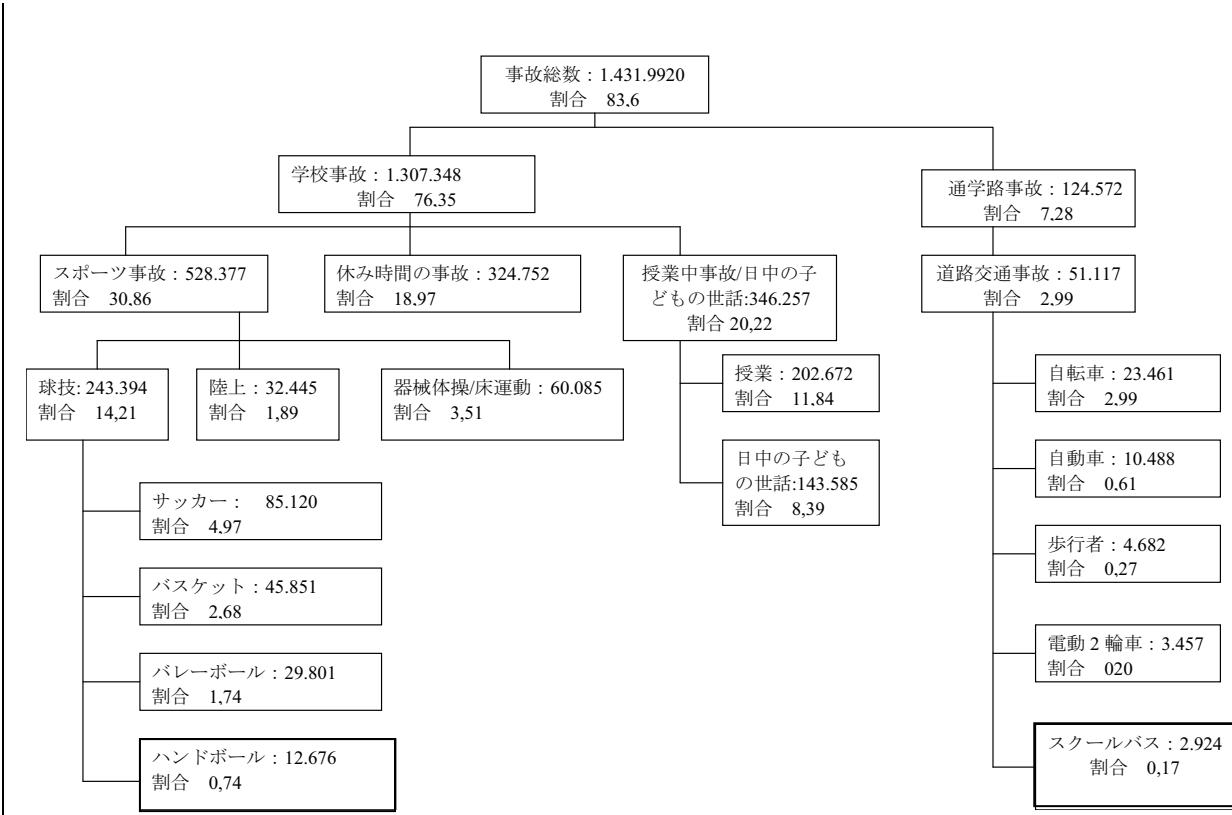
	6才以下	6~9才	10~14才	15~17才	18才以上	合計
男子	403	8,590	20,545	4,290	1,797	35,625
女子	391	6,550	18,512	3,064	1,790	30,307

また、水泳における事故の特徴として、以下が報告されている。

- ・種類別に見ると、震盪/打撲が最も多く、次いで肉ばなれ、捻りが多い。
- ・部位別に見ると、頭、踝/足が多い。

【参考：2010 年の学校事故統計における事故の全体像】

図表 4-18 2010 年の学校事故統計：届出義務のある保育・幼稚園児、児童・生徒、学生の事故数



※図中の「割合」は、1000 人当たりの数値

## 4.5. 事故防止に効果を上げている取組事例

### 4.5.1. 球技-安全な実施を目指して (Ballsport -aber sicher)

スポーツ事故の約半数が球技関係であることを踏まえ、球技を安全に実施することを目指した事故防止プロジェクト「Ballsport -aber sicher」が、ヘッセン州において実施されている。これは、大学の講師チームが学校へ出向いて教員に対し球技活動に関する事故防止について講習会をする取組であり、2006年にヘッセン事故金庫とヨハン・ヴォルフガング・ゲーテ大学が提携して開始した。講習会では、ハイデルベルク大学とケルン体育大学が開発した「Ballschule」とよばれるボール運動について学習している。この「Ballschule」は、子どもの発達段階に応じて安全に効果的な全身運動ができるよう考慮された運動であり、各学校において同様の運動を展開することで、球技活動における事故防止に結びつくと考えられている。

(出所)

- ・ヘッセン州教育省担当職員へのインタビュー（実施日：2012年3月19日）

### 4.5.2. 良い健康な学校 (Gute gesunde Schule)

ドイツでは、学校に関わるすべての子どもや教職員が、安全で良い環境のもとで心身ともに健康な生活を送ることを目指して、「Gute gesunde Schule」というプロジェクトを全国的に推進している。このプロジェクトは、スポーツ事故の防止を直接的な目的としているわけではないが、良い健康な学校をつくることが、結果的に様々な事故防止に結びつくとの考えから、ドイツ法定事故保険や事故金庫も協力体制を構築し、健康に関する調査を実施したり、奨励賞を設けて良い健康な学校づくりを推進している。

(出所)

- ・「良い健康な学校」紹介資料ページ（検索：2012年3月）
 

<http://publikationen.dguv.de/dguv/pdf/10002/si-8077.pdf>
- ・ノルトライン・ウエストファーレン事故金庫ホームページ（検索：2012年3月）
 

<http://www.unfallkasse-nrw.de/index.php?id=452>

## 5. 調査結果（アメリカ）

### 5.1. 学校管理下の体育活動

#### 5.1.1. 教育課程における体育について

アメリカは連邦国家であり、各州の権限が強く、教育政策やスポーツ政策についても州によって状況が大きく異なる。例えば、スポーツ活動が盛んと言われるカリフォルニア州では、以下のように体育の位置づけおよび時間数を設定している。

図表 5-1 カリフォルニア州における体育の位置づけおよび時間数等

校種	年齢	位置づけ	時間数	備考
小学校	6～11	必修	少なくとも 10 日間のうち 200 分	
中学校	12～14	必修	少なくとも 10 日間のうち 400 分	
高等学校	15～18	必修	少なくとも 10 日間のうち 400 分	卒業するためには、4 年間のうち少なくとも 2 年間は体育の授業を受ける必要がある。

(出所)

- ・「California State Board of Education Policy #99-03」(California State Board of Education, 1999 年)
- ・カリフォルニア州教育省ホームページ（検索：2012 年 1 月）
 

<http://www.cde.ca.gov/be/ms/po/policy99-03-june1999.asp>

<http://www.cde.ca.gov/pd/ca/pe/physedufaqs.asp>

#### 5.1.2. 運動部活動に類する制度について

アメリカでは、各学校段階において、運動部活動に類する活動が行われている。例えばカリフォルニア州では、以下のような活動が展開されている。中学校と高等学校では、放課後のクラブ活動が整備されているが、入部に際して多くの場合はトライアウトに合格する必要があり、野球、バスケットボール、アメリカンフットボールのような人気種目は経験者でなければ入部が困難である。また、季節ごとに異なる競技を行う生徒も多い。

図表 5-2 カリフォルニア州における授業外スポーツ活動

校種	概要
小学校	学校対抗の競技会等はあまり見られないが、休み時間や放課後に集団スポーツを行う機会を学校が提供している。また、多くの小学生は野球のリトルリーグや Pop Warner フットボールなど、学校内で実施される私的なスポーツクラブに加入して活動している。
中学校	ほぼすべての中学校で、生徒は教員が指導して校内で活動する放課後クラブ活動に参加する。生徒は、自身の興味・関心と能力に応じて選抜され、所属クラブが決定する。加入者が多

校種	概要
	い場合、同一競技で A チームから C チームまで作る学校もある。
高等学校	ほぼすべての高等学校で、生徒は教員が指導して校内で活動する放課後クラブ活動に参加する。生徒は、自身の興味・関心と能力に応じて選抜され、所属クラブが決定する。加入者が多い場合、ほぼすべての学校で「新入生」チーム、「二軍」チーム、「代表」チームを作っている。

(出所)

- カリフォルニア法令情報ホームページ（検索：2012年1月）
   
<http://leginfo.legislature.ca.gov/>
  
[http://www.leginfo.ca.gov/pub/11-12/bill/sen/sb\\_0101-0150/sb\\_107\\_bill\\_20110323\\_amended\\_sen\\_v98.html](http://www.leginfo.ca.gov/pub/11-12/bill/sen/sb_0101-0150/sb_107_bill_20110323_amended_sen_v98.html)

## 5.2. 青少年の地域スポーツクラブ等

### 5.2.1. 地域スポーツクラブの概要について

アメリカにおける主要な地域スポーツクラブの概要は、以下のとおりである。

図表 5-3 アメリカにおける地域スポーツクラブの概要

クラブや制度の名称		クラブ数等
(1)	リトルリーグ (Little League Baseball, Softball, and Challenger)	約 200,000 クラブ(2012 年 1 月現在) 会員 2,600,000 人程度
(2)	米国ユースサッカー協会 (American Youth Soccer Organization (AYSO))	約 50,000 クラブ(2012 年 1 月現在) 会員 650,000 人程度
(1)	Pop Warner フットボール (Pop Warner Football and Youth Cheerleading)	会員 425,000 人程度

(出所)

- リトルリーグホームページ（検索：2012年1月）
   
<http://www.littleleague.org/learn/about/historyandmission.htm>
- 米国ユースサッカー協会ホームページ（検索：2012年1月）
   
<http://www.ayso.org/aboutaysos.aspx>
- Pop Warner フットボールホームページ（検索：2012年1月）
   
<http://www.popwarner.com>

### 5.2.2. 制度上の位置づけと特徴について

#### (1) リトルリーグ

世界的にも最大規模のユーススポーツプログラムであり、地元 (local) レベル、地区 (district) レベル、地域レベル (region)、国際本部 (international headquater) の各段階において運営さ

れている。理事、職員、監督、審判等は、基本的に各地域社会のボランティアであり、110名のスタッフのみ有給で従事している。

## (2) 米国ユースサッカー協会

全員参加 (Everyone Plays)、バランスのとれたチーム (Balanced Teams)、自由登録 (Open Registration)、積極的 (前向き) 指導 (Open Registration)、健全なスポーツマンシップ (Good Sportsmanship)、選手育成 (Player Development) の指針に基づき、50名の有給スタッフ以外はボランティアが運営している。参加者は全員、試合の際は少なくとも半分出場することが約束されている。

## (3) Pop Warner フットボール

世界的に最大規模かつ歴史の長いユースアメリカンフットボール・チアダンスプログラムであり、参加者は5歳から16歳までの子どもである。文武両道の理念に基づき、参加するためには適正な学力水準を保持していることも求められる。

(出所)

- ・リトルリーグホームページ（検索：2012年1月）  
<http://www.littleleague.org/learn/about/historyandmission.htm>
- ・米国ユースサッカー協会ホームページ（検索：2012年1月）  
<http://www.ayso.org/aboutayso.aspx>
- ・Pop Warner フットボールホームページ（検索：2012年1月）  
<http://www.popwarner.com>

## 5.3. 指導者

### 5.3.1. 教育課程における体育および運動部活動の指導者について

アメリカでは、体育および運動部活動の指導者についても州により状況が異なるが、例えばカリフォルニア州では基本的に常勤、非常勤の体育教員が体育の授業を行う。放課後の運動部活動については、体育教員が指導を行うこともあるが、教員資格を有さない地域人材がボランティアとして指導に当たることも多い。教員以外の地域人材等が指導する場合、事前に指紋を採取される。

**図表 5-4 カリフォルニア州における体育の指導者**

種別	雇用形態	報酬	指導可能な範囲	教員免許以外の資格
学校の教職員	常勤	有給	体育と部活動の両方	不要
学校の教職員	非常勤	有給	体育と部活動の両方	不要
外部の指導員	常勤	有給	部活動のみ	不要
外部の指導員	非常勤	有給	部活動のみ	不要

(出所)

- ・「Successful Coaching」(Martens, R, 2004年)
- ・「Clinics in Sports Medicine」(Micheli, L. et al, 2000年)
- ・ポジティブコーチホームページ（検索：2012年2月）  
<http://www.positivecoach.org/>
- ・アメリカスポート教育プログラムホームページ（検索：2012年2月）  
<http://www.asep.com/>

### **5.3.2. 地域のスポーツクラブ等の指導者について**

アメリカにおいては、地域のスポーツクラブ等の指導者になるために必要な国家資格等は整備されていないが、多くの州においては指導者になる上で研修を受講することを求めている。(研修の内容・方法については、州により異なる)

(出所)

- ・「Successful Coaching」(Martens, R, 2004年)
- ・「Clinics in Sports Medicine」(Micheli, L. et al, 2000年)

## **5.4. 体育・スポーツ活動中の事故**

### **5.4.1. 死亡事故および障害事故の把握方法について**

アメリカでは、体育・スポーツ活動中の事故に関して、個別の研究者や大学等の機関が独自に統計情報を整備・公開している。その代表例が、North Carolina 大学が管理・運営する National Center for Catastrophic Sport Injury Research (NCCSIR) である。NCCSIR は、North Carolina 大学が National Collegiate Athletic Association (全米大学体育協会)、American Football Coaches Association (アメリカンフットボールコーチ協会)、National Federation of State High School Associations (NFHS) から資金提供を受けて、1965 年から管理・運営を行っている調査機関であり、高等学校および大学におけるスポーツ活動中（特にアメリカンフットボール）の重大事故に関するデータを収集・整理・公表している。ここでは、NCCSIR を調査対象とした。

### **5.4.2. National Center for Catastrophic Sport Injury Research (NCCSIR )について**

#### **(1) NCCSIRの概要**

前述のとおり、NCCSIR では、アメリカンフットボールをはじめとするスポーツ活動中の重大事故について、関係機関との協力・連携のもと統計データを収集・整理し、ホームページ (<http://www.unc.edu/depts/nccsi/>) において公表している。

## (2) NCCSIRにおける事故の定義

NCCSIRにおける事故の定義は、以下のとおりである。

**図表 5-5 NCCSIR の事故の定義**

区分	定義
直接事故	スポーツ活動中に直接的に引き起こされた死亡・障害。
間接事故	スポーツ活動中に、運動をしたこと(他の要因と併せて組織的に)引き起こされたり、合併症として生じた死亡・障害

## (3) NCCSIRの参照における留意点

NCCSIRが公表するデータについては、以下の点に留意が必要である。

**図表 5-6 NCCSIR の参照における留意点**

学校／地域のスポーツクラブ等	・データには、学校の体育および運動部活動、地域におけるスポーツ活動中の事故が含まれる。
年代	・高等学校および大学におけるスポーツ活動中の重大事故に関するデータを扱っているが、本報告書においては高等学校に関するデータのみ記載する。
期間	・競技別に事故件数を集計しているが、競技により調査期間が異なるため、競技間の事故発生状況を比較する際には留意が必要。

## (4) NCCSIRの結果

### ① 直接死亡事故

競技別の直接死亡事故件数は、以下のとおりである。

**図表 5-7 NCCSIR による競技別の直接死亡事故件数**

競技(調査年度)	件数	発生率(競技人口 10 万人当たり)	
		男性	女性
クロスカントリー(1982-2010)	0	0.00	0.00
アメリカンフットボール(1982-2010)	113	0.30	0.00
サッカー(1982-2010)	7	0.09	0.00
フィールドホッケー(1996-2010)	0	0.00	0.00
バスケットボール(1982-2010)	2	0.01	0.00
体操(1982-2010)	1	0.97	0.00
アイスホッケー(1982-2010)	3	0.38	0.00
水泳(1982-2010)	0	0.00	0.00

競技(調査年度)	件数	発生率(競技人口 10 万人当たり)	
		男性	女性
レスリング(1982-2010)	2	0.03	0.00
バレーボール(1994-2010)	0	0.00	0.00
野球(1982-2010)	13	0.11	0.00
ラクロス(1982-2010)	2	0.19	0.00
陸上(1982-2010)	21	0.14	0.01
テニス(1982-2007)	0	0.00	0.00
ソフトボール(1993-2007)	2	3.02	0.01
合計	166		

## ② 間接死亡事故

競技別の間接死亡事故件数は、以下のとおりである。

図表 5-8 NCCSIR による競技別の間接死亡事故件数

競技(調査年度)	件数	発生率(競技人口 10 万人当たり)	
		男性	女性
クロスカントリー(1982-2010)	27	0.36	0.23
アメリカンフットボール(1982-2010)	196	0.52	0.00
サッカー(1982-2010)	35	0.37	0.10
フィールドホッケー(2007-2010)	1	N/A	0.06
水球(※1992-2010)	4	1.14	0.46
バスケットボール(1982-2010)	132	0.78	0.13
体操(1982-2010)	0	0.00	0.00
アイスホッケー(1982-2010)	4	0.50	0.00
水泳(1982-2010)	8	0.04	0.22
レスリング(1982-2010)	22	0.33	0.00
バレーボール(1994-2010)	1	0.00	0.02
野球(1982-2010)	17	0.14	0.00
ラクロス(1982-2010)	7	0.67	0.00
陸上(1982-2010)	40	0.23	0.05
テニス(1982-2010)	4	0.01	0.00
ソフトボール(1993-2010)	0	N/A	0.01
ゴルフ(2005-2010)	0	0.00	N/A
合計	498		

### ③ 直接障害事故

競技別の直接障害事故件数は、以下のとおりである。

図表 5-9 NCCSIR による競技別の直接障害事故件数

競技(調査年度)	件数	発生率(競技人口 10 万人当たり)	
		男性	女性
クロスカントリー(1982–2010)	1	0.02	0.00
アメリカンフットボール(1982–2010)	634	1.67	0.00
サッカー(1982–2010)	13	0.13	0.05
フィールドホッケー(1996–2010)	3	N/A	0.19
バスケットボール(1982–2010)	19	0.09	0.04
体操(1982–2010)	12	2.91	1.33
アイスホッケー(1982–2010)	22	2.51	2.25
水泳(1982–2010)	13	0.32	0.15
レスリング(1982–2010)	58	0.85	0.00
バレーボール(1994–2010)	1	N/A	0.02
野球(1982–2010)	45	0.38	0.00
ラクロス(1982–2010)	12	0.97	0.28
陸上(1982–2010)	44	0.25	0.07
テニス(1982–2007)	0	0.00	0.00
ソフトボール(1993–2007)	4	0.00	0.02
合計	881		

### ④ 関節障害事故

競技別の間接障害事故件数は、以下のとおりである。

図表 5-10 NCCSIR による競技別の間接障害事故件数

競技(調査年度)	件数	発生率(競技人口 10 万人当たり)	
		男性	女性
クロスカントリー(1982–2010)	1	0.02	0.00
アメリカンフットボール(1982–2010)	1	0.01	0.00
サッカー(1982–2010)	1	0.00	0.02
フィールドホッケー(2007–2010)	0	N/A	0.00
水球(※1992–2010)	0	0.00	0.00
バスケットボール(1982–2010)	5	0.02	0.01
体操(1982–2010)	0	0.00	0.00
アイスホッケー(1982–2010)	0	0.00	0.00
水泳(1982–2010)	2	0.00	0.06
レスリング(1982–2010)	2	0.03	0.00
バレーボール(1994–2010)	10	N/A	0.02
野球(1982–2010)	1	0.01	0.00
ラクロス(1982–2010)	0	0.00	0.00

競技(調査年度)	件数	発生率(競技人口 10 万人当たり)	
		男性	女性
陸上(1982–2010)	0	0.00	0.00
テニス(1982–2010)	0	0.00	0.00
ソフトボール(1993–2010)	0	0.00	0.00
ゴルフ(2005–2010)	2	0.13	N/A
合計	23		

## 5.5. 事故防止に効果を上げている取組事例

アメリカでは、様々な個人や機関が、事故防止のための提言を行っている。以下では、NCCSIR および全米ユーススポーツ連合 (National Alliance for Youth Sports) による提言を整理する。

### 5.5.1. NCCSIRによる提言

NCCSIR は、あらゆる事故を防止するための提言として、以下を掲げている。

- 1) フットボール競技に参加する前には、決められた健康診断をすべきである。医師は、選手にフットボール競技に参加できない兆候を発見した場合、試合をさせてはならない。
- 2) フットボール競技のあらゆる関係者は、適切かつ段階的な体調管理、特に、頸部強化および暑さ対策に注力すべきである。
- 3) 医師は全試合および練習に参加すべきである。医師が参加できない場合には、応急処置体制を敷き、対応しなければならない。
- 4) 全選手は、暑い気候における身体活動に関連する問題および安全対策について、知っておくべきである。
- 5) 各施設では、有資格の適切なアスレチック・トレーナーを確保し、常勤体制を整えるよう注力すべきである。
- 6) スポーツ医学に関連するすべての団体は、その他の関連団体（例えば、医師、トレーナー、コーチ等）と協力すべきである。
- 7) 試合のルールを厳格に順守し、コーチは審判員を支持すべきである。
- 8) 十分に訓練を積んだ指導者を雇用し、優れた施設・設備を確保する。
- 9) フットボール競技の安全性についての研究を継続するべきである。
- 10) フットボールにおいて頭部および頸部損傷を軽減するために、コーチは適切な基本ブロックとタッカルを指導し、強調するべきである。
- 11) コーチおよび審判員がルールを厳格に順守することで、重大な障害は減少する。
- 12) 選手が頭部損傷（意識消失、視覚障害、頭痛、正確な歩行不能、見当識障害、記憶障害）を示した場合、すぐに治療を受けるべきである。
- 13) 間接的心臓関連死亡数が長年にわたって増加しているので、学校では自動体外式除細動器 (AED) を用意しておくべきである。

14) 「鎌状赤血球形質」を有するフットボール選手は間接死のリスクが増加する可能性があることに留意する。

(出所)

- NCCSIR ホームページ（検索：2012年2月）  
<http://www.unc.edu/depts/nccsi/>

### 5.5.2. 全米ユーススポーツ連合による提言

全米ユーススポーツ連合は、アメリカンフットボールの未経験コーチ向け提言として、以下を掲げている。

- 1) コーチは、選手が適切な食事を摂取して水分を常に補給するよう促し、健康を保てるようサポートすべきである。
- 2) コーチは、常に適切なウォームアップ（試合前後のストレッチ等）を選手に実施させるべきである。これにより、選手は柔軟性を高め、不要な怪我から身を守ることができる。
- 3) コーチは、常に防具が固定されているか、しっかりと合っているかを確かめるべきである。
- 4) コーチは、選手が正しいタックルの仕方を知っているか確かめ、スピアリングをしないよう配慮すべきである。
- 5) コーチは、悪天候での練習または試合をすべきでない。

(出所)

- 「Coaching Football For Dummies」(National Alliance for Youth Sports、2006年)

## 6. おわりに（今後に向けて）

---

本章は、調査や分析の結果ではなく、調査を実施した上での、所感である。本調査の実施を終えて、体育、スポーツ活動中の事故防止に向けた今後の取組においては、以下のような視点が重要であると考えている。

### ■各国の制度の多様性を踏まえた結果の参考やデータの活用

- ・本調査を実施する中で、各国の制度の多様性を改めて実感した。
- ・我が国においては、(独) 日本スポーツ振興センター（以下、NAASH）の災害共済給付実績を事故発生件数と「読み変える」ことで、概ね、体育・スポーツ活動中の死亡事故および障害事故の実態を正確に把握することが可能である。
- ・これは、ほとんどの学校（平成 22 年度で、小学校 99.9%、中学校 99.9%、高等学校 98.0%）が、NAASH の災害共済給付に加入し、また、体育の授業を除く児童・生徒のスポーツ活動の主要な場が学校の運動部活動であるという、制度的な背景が前提となっている。
- ・本調査の対象となった国では、ドイツが比較的我が国と近い制度を有しており、学校での事故に対して公法上の保険機関の補償を定め、その制度に基づいて学校事故統計が整備されていることから、学校での体育、スポーツ活動における死亡事故および障害事故を把握することができる。
- ・一方で、ドイツの場合は、運動部活動に類する活動は存在するものの、児童・生徒の主要なスポーツ活動の場は、地域のスポーツクラブであり、子どもの運動・スポーツ活動の総活動量に占める、学校事故統計に現れる発生件数の割合は、我が国とは位置づけが異なると想定される。
- ・その他の国においては、ほとんどの児童・生徒が一律に加入するような補償制度は見当たらず、また、運動部活動に類する活動の位置づけや地域のスポーツクラブとの関係も多様である。
- ・したがって、各国の各種統計をもとに、事故件数を比較し、その多寡を判断、議論することは非常に困難であり、妥当性の担保が難しい。
- ・また、個別競技の事故の実態について、フランスをはじめ各国の調査も可能な限り試みたが、公的な機関や競技団体からの正式なコメント（データの提供）には至らなかった。
- ・今後の検討に向けては、各国の制度的背景を十分に考慮し、それぞれ参考になる制度や取組を個々に学ぶというスタンスが重要であると考える。

### ■外部人材の活用における指導者の質の保証

- ・本調査の対象国のうち、イギリス、フランス、ドイツについては、指導者に関して、以下の 3 点が共通していた。
  - 1) 体育の授業や運動部活動は、原則、教員が指導に当たる。
  - 2) 外部の人材が指導に当たる場合は、資格を持つ者に限るか、あるいは、研修等を受けなければならない。
  - 3) 原則、資格を有していない者は、1 人で指導することはできない。
- ・スポーツ活動中の安全確保においては、子どもの基礎体力・健康状態、施設・用具整備等、様々

な要素が関連すると考えられるが、指導者の役割も非常に重要である。

- ・フランスでは、体育の授業に参加する保護者等には、簡易な研修を提供している（ただし、一人では指導できない）。また、ドイツでは、外部指導者に対して、200時間の講習会を提供し、資格を付与しており、外部人材の活用においては、各種制度により質の担保を図っている。
- ・このように、外部人材の指導への活用においては、指導者の質を担保するための制度や仕組を併せて検討することが重要であると考えられる。

#### ■データに基づいた事故防止、安全確保に関する研究の推進

- ・各国の制度の多様性については先に述べたが、事故件数の統計の整備状況もまた非常に多様である。
- ・本調査の目的に照らすと、各国のデータは、すべての年代が対象となっているが公表データの年齢区分が粗く学校種別に集計できない、怪我の件数のみを扱っていて死亡事故の件数を把握できない、競技別等の詳細な分析ができない、などの制約があった。
- ・一方、我が国における、児童・生徒の体育・スポーツ活動における安全を死亡事故や障害事故を問わず一元的に管理する制度や詳細な分析が可能である統計の整備状況は、我が国に特有の非常に優れた制度であると考えられる。
- ・今後は、これらの制度を維持、精緻化するとともに、他国にはない貴重なデータを活用し、事故防止、安全確保に関する研究を推進することで、スポーツにおける安全確保の先進国となる可能性があるとともに、最大限、その努力をすべきであると考えられる。

以上

## **平成 23 年度 体育活動中の事故防止に関する調査研究における海外調査**

---

平成 24 年 3 月 30 日

---

■著作権者

文部科学省 スポーツ・青少年局 参事官（体育・青少年スポーツ担当）付  
〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関 3-2-2  
TEL : 03-5253-4111

■発行元

株式会社三菱総合研究所 人間・生活研究本部 人材・教育グループ

---